

令 03 原機（敦廢）004

令和 3 年 12 月 17 日

原子力規制委員会 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
申 請 者 名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設
廃止措置計画変更認可申請書の一部補正について

令和 3 年 9 月 3 日付け令 03 原機（敦廢）002 をもって変更認可を申請した新型転換炉原型炉施設の廃止措置計画を添付のとおり一部補正いたします。

1. 補正内容

令和3年9月3日付け令03原機（敦廃）002をもって変更認可を申請した新型転換炉原型炉施設の廃止措置計画に関し、別紙のとおり補正する。

2. 補正理由

- (1) 本文6「廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設」の「表6-1性能維持施設」のセメント混練固化装置について機能維持の方法及び性能の記載を変更する。また、原子炉補機冷却系の除熱対象機器名称を修正するとともに、今後導入するユニット型空気圧縮機の記載を一部修正する。
- (2) 本文7「廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間」にセメント混練固化装置の設計及び工事の方法について、「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」への適合が分かるように記載を具体化する。
- (3) 添付書類6「廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」にセメント混練固化装置の「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」への適合性確認結果を追記する。
- (4) 原子炉補機冷却系代替冷却装置の設置について変更認可申請から取り下げるため、添付書類6「廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」から記載を削除する。

以上

新型轉換炉原型炉施設 廃止措置計画変更認可申請書
補正前後比較表

補正前										補正後										備考																																																																																																																																																																																				
<p>表6-1 性能維持施設 (10/11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(種類)名称</th> <th>要求される機能</th> <th>機能維持の方法</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> <th>維持管理後の解体着手可能時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>蓄電池</td> <td>電源供給機能</td> <td>通常時、停電時の充電状態の確認により機能を維持する</td> <td>・充電電圧異常発生時、蓄電池側に正常に切り替わること ・充電電圧が低下した場合に非常用照明が点灯できる状態であること</td> <td>各建屋及び構築物の汚染の除去工事が完了まで</td> <td>原子炉本体解体撤去期間</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>非常用照明設備</td> <td>照明機能</td> <td>通常状態の確認により機能を維持する</td> <td>・非常用照明が点灯した場合は非常用照明が点灯できる状態であること</td> <td>各建屋及び構築物解体工事着手まで</td> <td>建屋解体期間</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">発電所補助系設備</td> <td rowspan="2">消火設備</td> <td>水消火設備</td> <td>消火機能</td> <td>消火法に基づき点検により機能を維持する</td> <td>・初期消火機能</td> <td>各建屋及び構築物解体工事着手まで</td> <td rowspan="2">原子炉本体解体撤去期間</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>泡消火設備</td> <td>消火機能</td> <td>消火法に基づき点検により機能を維持する</td> <td>・消火機能</td> <td>各建屋及び構築物解体工事着手まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">発電所補助系設備</td> <td rowspan="4">—</td> <td>不活性ガス消火設備(炭酸ガス消火設備)</td> <td>消火機能</td> <td>消火法に基づき点検により機能を維持する</td> <td>・消火機能</td> <td>当該設備の消火対象物撤去完了まで</td> <td rowspan="4">—</td> <td rowspan="4">—</td> </tr> <tr> <td>可燃式消火器</td> <td>消火機能</td> <td>消火法に基づき点検により機能を維持する</td> <td>・消火機能</td> <td>各建屋及び構築物解体工事着手まで</td> </tr> <tr> <td>空気圧縮機</td> <td>圧縮空気供給機能</td> <td>系統の運転状態の確認により機能を維持する</td> <td>・設備の運転に異常がない状態であること</td> <td>ユニット型空気圧縮機の供用開始まで</td> <td>原子炉本体解体撤去期間</td> </tr> <tr> <td>ユニット型空気圧縮機</td> <td>圧縮空気供給機能</td> <td>系統の運転状態の確認により機能を維持する</td> <td>・設備の運転に異常がない状態であること</td> <td>換気設備解体撤去工事着手まで</td> <td>原子炉本体解体撤去期間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要な施設</td> <td rowspan="2">—</td> <td>蒸気放出プール</td> <td>蒸へい機能</td> <td>外観点検により機能を維持する</td> <td>・放射線汚染物が漏えいし、異い噴出であること</td> <td>放射線固体汚染物の蒸気放出プールからの撤去完了まで</td> <td>原子炉本体解体撤去期間</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵プール</td> <td>使用済燃料貯蔵機能</td> <td>外観点検により機能を維持する</td> <td>・放射線汚染物が漏えいし、異い噴出であること</td> <td>放射線固体汚染物の使用済燃料貯蔵プールからの撤去完了まで</td> <td>原子炉本体解体撤去期間</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">—</td> <td>クレーン設備</td> <td>吊上げ・運搬機能</td> <td>吊上げ・運搬機能を維持する</td> <td>・吊上げ・運搬機能</td> <td>各建屋及び構築物の汚染の除去工事が完了まで</td> <td>原子炉本体解体撤去期間</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>										施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	要求される機能	機能維持の方法	性能	維持すべき期間	維持管理後の解体着手可能時期	備考	その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池	電源供給機能	通常時、停電時の充電状態の確認により機能を維持する	・充電電圧異常発生時、蓄電池側に正常に切り替わること ・充電電圧が低下した場合に非常用照明が点灯できる状態であること	各建屋及び構築物の汚染の除去工事が完了まで	原子炉本体解体撤去期間	—	非常用照明設備	照明機能	通常状態の確認により機能を維持する	・非常用照明が点灯した場合は非常用照明が点灯できる状態であること	各建屋及び構築物解体工事着手まで	建屋解体期間	—	発電所補助系設備	消火設備	水消火設備	消火機能	消火法に基づき点検により機能を維持する	・初期消火機能	各建屋及び構築物解体工事着手まで	原子炉本体解体撤去期間	—	泡消火設備	消火機能	消火法に基づき点検により機能を維持する	・消火機能	各建屋及び構築物解体工事着手まで	発電所補助系設備	—	不活性ガス消火設備(炭酸ガス消火設備)	消火機能	消火法に基づき点検により機能を維持する	・消火機能	当該設備の消火対象物撤去完了まで	—	—	可燃式消火器	消火機能	消火法に基づき点検により機能を維持する	・消火機能	各建屋及び構築物解体工事着手まで	空気圧縮機	圧縮空気供給機能	系統の運転状態の確認により機能を維持する	・設備の運転に異常がない状態であること	ユニット型空気圧縮機の供用開始まで	原子炉本体解体撤去期間	ユニット型空気圧縮機	圧縮空気供給機能	系統の運転状態の確認により機能を維持する	・設備の運転に異常がない状態であること	換気設備解体撤去工事着手まで	原子炉本体解体撤去期間	主要な施設	—	蒸気放出プール	蒸へい機能	外観点検により機能を維持する	・放射線汚染物が漏えいし、異い噴出であること	放射線固体汚染物の蒸気放出プールからの撤去完了まで	原子炉本体解体撤去期間	—	使用済燃料貯蔵プール	使用済燃料貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	・放射線汚染物が漏えいし、異い噴出であること	放射線固体汚染物の使用済燃料貯蔵プールからの撤去完了まで	原子炉本体解体撤去期間	—	—	—	クレーン設備	吊上げ・運搬機能	吊上げ・運搬機能を維持する	・吊上げ・運搬機能	各建屋及び構築物の汚染の除去工事が完了まで	原子炉本体解体撤去期間	—	<p>表6-1 性能維持施設 (10/11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(種類)名称</th> <th>要求される機能</th> <th>機能維持の方法</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> <th>維持管理後の解体着手可能時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>蓄電池</td> <td>電源供給機能</td> <td>通常時、停電時の充電状態の確認により機能を維持する</td> <td>・充電電圧異常発生時、蓄電池側に正常に切り替わること ・充電電圧が低下した場合に非常用照明が点灯できる状態であること</td> <td>各建屋及び構築物の汚染の除去工事が完了まで</td> <td>原子炉本体解体撤去期間</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>非常用照明設備</td> <td>照明機能</td> <td>通常状態の確認により機能を維持する</td> <td>・非常用照明が点灯した場合は非常用照明が点灯できる状態であること</td> <td>各建屋及び構築物解体工事着手まで</td> <td>建屋解体期間</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">発電所補助系設備</td> <td rowspan="2">消火設備</td> <td>水消火設備</td> <td>消火機能</td> <td>消火法に基づき点検により機能を維持する</td> <td>・初期消火機能</td> <td>各建屋及び構築物解体工事着手まで</td> <td rowspan="2">原子炉本体解体撤去期間</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>泡消火設備</td> <td>消火機能</td> <td>消火法に基づき点検により機能を維持する</td> <td>・消火機能</td> <td>各建屋及び構築物解体工事着手まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">発電所補助系設備</td> <td rowspan="4">—</td> <td>不活性ガス消火設備(炭酸ガス消火設備)</td> <td>消火機能</td> <td>消火法に基づき点検により機能を維持する</td> <td>・消火機能</td> <td>当該設備の消火対象物撤去完了まで</td> <td rowspan="4">—</td> <td rowspan="4">—</td> </tr> <tr> <td>可燃式消火器</td> <td>消火機能</td> <td>消火法に基づき点検により機能を維持する</td> <td>・消火機能</td> <td>各建屋及び構築物解体工事着手まで</td> </tr> <tr> <td>空気圧縮機</td> <td>圧縮空気供給機能</td> <td>系統の運転状態の確認により機能を維持する</td> <td>・設備の運転に異常がない状態であること</td> <td>ユニット型空気圧縮機の供用開始まで</td> <td>原子炉本体解体撤去期間</td> </tr> <tr> <td>ユニット型空気圧縮機</td> <td>圧縮空気供給機能</td> <td>系統の運転状態の確認により機能を維持する</td> <td>・設備の運転に異常がない状態であること</td> <td>換気設備解体撤去工事着手まで</td> <td>原子炉本体解体撤去期間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要な施設</td> <td rowspan="2">—</td> <td>蒸気放出プール</td> <td>蒸へい機能</td> <td>外観点検により機能を維持する</td> <td>・放射線汚染物が漏えいし、異い噴出であること</td> <td>放射線固体汚染物の蒸気放出プールからの撤去完了まで</td> <td>原子炉本体解体撤去期間</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵プール</td> <td>使用済燃料貯蔵機能</td> <td>外観点検により機能を維持する</td> <td>・放射線汚染物が漏えいし、異い噴出であること</td> <td>放射線固体汚染物の使用済燃料貯蔵プールからの撤去完了まで</td> <td>原子炉本体解体撤去期間</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">—</td> <td>クレーン設備</td> <td>吊上げ・運搬機能</td> <td>吊上げ・運搬機能を維持する</td> <td>・吊上げ・運搬機能</td> <td>各建屋及び構築物の汚染の除去工事が完了まで</td> <td>原子炉本体解体撤去期間</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>										施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	要求される機能	機能維持の方法	性能	維持すべき期間	維持管理後の解体着手可能時期	備考	その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池	電源供給機能	通常時、停電時の充電状態の確認により機能を維持する	・充電電圧異常発生時、蓄電池側に正常に切り替わること ・充電電圧が低下した場合に非常用照明が点灯できる状態であること	各建屋及び構築物の汚染の除去工事が完了まで	原子炉本体解体撤去期間	—	非常用照明設備	照明機能	通常状態の確認により機能を維持する	・非常用照明が点灯した場合は非常用照明が点灯できる状態であること	各建屋及び構築物解体工事着手まで	建屋解体期間	—	発電所補助系設備	消火設備	水消火設備	消火機能	消火法に基づき点検により機能を維持する	・初期消火機能	各建屋及び構築物解体工事着手まで	原子炉本体解体撤去期間	—	泡消火設備	消火機能	消火法に基づき点検により機能を維持する	・消火機能	各建屋及び構築物解体工事着手まで	発電所補助系設備	—	不活性ガス消火設備(炭酸ガス消火設備)	消火機能	消火法に基づき点検により機能を維持する	・消火機能	当該設備の消火対象物撤去完了まで	—	—	可燃式消火器	消火機能	消火法に基づき点検により機能を維持する	・消火機能	各建屋及び構築物解体工事着手まで	空気圧縮機	圧縮空気供給機能	系統の運転状態の確認により機能を維持する	・設備の運転に異常がない状態であること	ユニット型空気圧縮機の供用開始まで	原子炉本体解体撤去期間	ユニット型空気圧縮機	圧縮空気供給機能	系統の運転状態の確認により機能を維持する	・設備の運転に異常がない状態であること	換気設備解体撤去工事着手まで	原子炉本体解体撤去期間	主要な施設	—	蒸気放出プール	蒸へい機能	外観点検により機能を維持する	・放射線汚染物が漏えいし、異い噴出であること	放射線固体汚染物の蒸気放出プールからの撤去完了まで	原子炉本体解体撤去期間	—	使用済燃料貯蔵プール	使用済燃料貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	・放射線汚染物が漏えいし、異い噴出であること	放射線固体汚染物の使用済燃料貯蔵プールからの撤去完了まで	原子炉本体解体撤去期間	—	—	—	クレーン設備	吊上げ・運搬機能	吊上げ・運搬機能を維持する	・吊上げ・運搬機能	各建屋及び構築物の汚染の除去工事が完了まで	原子炉本体解体撤去期間	—	<p>・ユニット型空気圧縮機の記載の変更</p>
施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	要求される機能	機能維持の方法	性能	維持すべき期間	維持管理後の解体着手可能時期	備考																																																																																																																																																																																																
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池	電源供給機能	通常時、停電時の充電状態の確認により機能を維持する	・充電電圧異常発生時、蓄電池側に正常に切り替わること ・充電電圧が低下した場合に非常用照明が点灯できる状態であること	各建屋及び構築物の汚染の除去工事が完了まで	原子炉本体解体撤去期間	—																																																																																																																																																																																																
		非常用照明設備	照明機能	通常状態の確認により機能を維持する	・非常用照明が点灯した場合は非常用照明が点灯できる状態であること	各建屋及び構築物解体工事着手まで	建屋解体期間	—																																																																																																																																																																																																
	発電所補助系設備	消火設備	水消火設備	消火機能	消火法に基づき点検により機能を維持する	・初期消火機能	各建屋及び構築物解体工事着手まで	原子炉本体解体撤去期間	—																																																																																																																																																																																															
			泡消火設備	消火機能	消火法に基づき点検により機能を維持する	・消火機能	各建屋及び構築物解体工事着手まで																																																																																																																																																																																																	
		発電所補助系設備	—	不活性ガス消火設備(炭酸ガス消火設備)	消火機能	消火法に基づき点検により機能を維持する	・消火機能	当該設備の消火対象物撤去完了まで	—	—																																																																																																																																																																																														
				可燃式消火器	消火機能	消火法に基づき点検により機能を維持する	・消火機能	各建屋及び構築物解体工事着手まで																																																																																																																																																																																																
				空気圧縮機	圧縮空気供給機能	系統の運転状態の確認により機能を維持する	・設備の運転に異常がない状態であること	ユニット型空気圧縮機の供用開始まで			原子炉本体解体撤去期間																																																																																																																																																																																													
				ユニット型空気圧縮機	圧縮空気供給機能	系統の運転状態の確認により機能を維持する	・設備の運転に異常がない状態であること	換気設備解体撤去工事着手まで			原子炉本体解体撤去期間																																																																																																																																																																																													
	主要な施設	—	蒸気放出プール	蒸へい機能	外観点検により機能を維持する	・放射線汚染物が漏えいし、異い噴出であること	放射線固体汚染物の蒸気放出プールからの撤去完了まで	原子炉本体解体撤去期間	—																																																																																																																																																																																															
			使用済燃料貯蔵プール	使用済燃料貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	・放射線汚染物が漏えいし、異い噴出であること	放射線固体汚染物の使用済燃料貯蔵プールからの撤去完了まで	原子炉本体解体撤去期間	—																																																																																																																																																																																															
—	—	クレーン設備	吊上げ・運搬機能	吊上げ・運搬機能を維持する	・吊上げ・運搬機能	各建屋及び構築物の汚染の除去工事が完了まで	原子炉本体解体撤去期間	—																																																																																																																																																																																																
		施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	要求される機能	機能維持の方法	性能	維持すべき期間	維持管理後の解体着手可能時期	備考																																																																																																																																																																																														
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池	電源供給機能	通常時、停電時の充電状態の確認により機能を維持する	・充電電圧異常発生時、蓄電池側に正常に切り替わること ・充電電圧が低下した場合に非常用照明が点灯できる状態であること	各建屋及び構築物の汚染の除去工事が完了まで	原子炉本体解体撤去期間	—																																																																																																																																																																																																
		非常用照明設備	照明機能	通常状態の確認により機能を維持する	・非常用照明が点灯した場合は非常用照明が点灯できる状態であること	各建屋及び構築物解体工事着手まで	建屋解体期間	—																																																																																																																																																																																																
	発電所補助系設備	消火設備	水消火設備	消火機能	消火法に基づき点検により機能を維持する	・初期消火機能	各建屋及び構築物解体工事着手まで	原子炉本体解体撤去期間	—																																																																																																																																																																																															
			泡消火設備	消火機能	消火法に基づき点検により機能を維持する	・消火機能	各建屋及び構築物解体工事着手まで																																																																																																																																																																																																	
		発電所補助系設備	—	不活性ガス消火設備(炭酸ガス消火設備)	消火機能	消火法に基づき点検により機能を維持する	・消火機能	当該設備の消火対象物撤去完了まで	—	—																																																																																																																																																																																														
				可燃式消火器	消火機能	消火法に基づき点検により機能を維持する	・消火機能	各建屋及び構築物解体工事着手まで																																																																																																																																																																																																
				空気圧縮機	圧縮空気供給機能	系統の運転状態の確認により機能を維持する	・設備の運転に異常がない状態であること	ユニット型空気圧縮機の供用開始まで			原子炉本体解体撤去期間																																																																																																																																																																																													
				ユニット型空気圧縮機	圧縮空気供給機能	系統の運転状態の確認により機能を維持する	・設備の運転に異常がない状態であること	換気設備解体撤去工事着手まで			原子炉本体解体撤去期間																																																																																																																																																																																													
	主要な施設	—	蒸気放出プール	蒸へい機能	外観点検により機能を維持する	・放射線汚染物が漏えいし、異い噴出であること	放射線固体汚染物の蒸気放出プールからの撤去完了まで	原子炉本体解体撤去期間	—																																																																																																																																																																																															
			使用済燃料貯蔵プール	使用済燃料貯蔵機能	外観点検により機能を維持する	・放射線汚染物が漏えいし、異い噴出であること	放射線固体汚染物の使用済燃料貯蔵プールからの撤去完了まで	原子炉本体解体撤去期間	—																																																																																																																																																																																															
—	—	クレーン設備	吊上げ・運搬機能	吊上げ・運搬機能を維持する	・吊上げ・運搬機能	各建屋及び構築物の汚染の除去工事が完了まで	原子炉本体解体撤去期間	—																																																																																																																																																																																																

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前										補正後										備考																																																																																																																																																																								
<p>表6-1 性能維持施設 (11/11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> <th>設備、維持台数、位置、構造等</th> <th>要求される機能</th> <th>機能維持の方法</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> <th>維持管理後の解体着手可能時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">専ら廃止措置に必要な主要装置</td> <td rowspan="3">減容安定化処理装置</td> <td rowspan="3">-</td> <td rowspan="3">減容安定化処理装置 ・基数:一式</td> <td>漏えい防止機能 遮へい機能</td> <td>外観点検により機能を確認する</td> <td>・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること</td> <td>対象廃棄物の処理完了まで</td> <td>原子炉本体解体 撤去期間</td> <td>使用済イオン交換樹脂等の処理と併せて導入する。</td> </tr> <tr> <td>漏えい防止機能 遮へい機能</td> <td>外観点検により機能を確認する</td> <td>・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること</td> <td>対象廃棄物の処理完了まで</td> <td>原子炉本体解体 撤去期間</td> <td>放射線レベルの比較的低い不燃性の固体廃棄物の廃棄体化処理のため導入する。</td> </tr> <tr> <td>漏えい防止機能 遮へい機能</td> <td>外観点検により機能を確認する</td> <td>・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること</td> <td>対象廃棄物の処理完了まで</td> <td>原子炉本体解体 撤去期間</td> <td>放射線レベルの比較的高い不燃性の固体廃棄物の廃棄体化処理のため導入する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子炉前域遠隔解体装置</td> <td rowspan="3">-</td> <td rowspan="3">-</td> <td rowspan="3">セメント混練固化装置 ・基数:1基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・処理能力:1900/回/個 ・基数: 熱的切断装置又は機械的切断装置 把持装置 吊上げ装置</td> <td>漏えい防止機能 遮へい機能 固化機能</td> <td>外観点検により機能を確認する</td> <td>・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること</td> <td>原子炉前域及び生体進入 解体撤去工事完了まで</td> <td>原子炉本体解体 撤去期間</td> <td>原子炉前域解体のため導入する。</td> </tr> <tr> <td>漏えい防止機能 遮へい機能</td> <td>外観点検により機能を確認する</td> <td>・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること</td> <td>各建屋及び構築物解体工事 着手まで</td> <td>遠隔解体期間</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電源供給機能</td> <td>外観点検により機能を確認する</td> <td>・性能維持施設に電源を供給できる状態であること</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">予備電源装置</td> <td rowspan="4">-</td> <td rowspan="4">-</td> <td rowspan="4">予備電源装置 ・基数:一式</td> <td>漏えい防止機能 遮へい機能</td> <td>外観点検により機能を確認する</td> <td>・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること</td> <td>対象廃棄物の処理完了まで</td> <td>原子炉本体解体 撤去期間</td> <td>使用済イオン交換樹脂等の処理ができるよう導入する。</td> </tr> <tr> <td>漏えい防止機能 遮へい機能</td> <td>外観点検により機能を確認する</td> <td>・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること</td> <td>対象廃棄物の処理完了まで</td> <td>原子炉本体解体 撤去期間</td> <td>放射線レベルの比較的低い不燃性の固体廃棄物の廃棄体化処理のため導入する。</td> </tr> <tr> <td>漏えい防止機能 遮へい機能</td> <td>外観点検により機能を確認する</td> <td>・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること</td> <td>対象廃棄物の処理完了まで</td> <td>原子炉本体解体 撤去期間</td> <td>放射線レベルの比較的高い不燃性の固体廃棄物の廃棄体化処理のため導入する。</td> </tr> <tr> <td>電源供給機能</td> <td>外観点検により機能を確認する</td> <td>・性能維持施設に電源を供給できる状態であること</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>										施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	機能維持の方法	性能	維持すべき期間	維持管理後の解体着手可能時期	備考	専ら廃止措置に必要な主要装置	減容安定化処理装置	-	減容安定化処理装置 ・基数:一式	漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること	対象廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	使用済イオン交換樹脂等の処理と併せて導入する。	漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること	対象廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	放射線レベルの比較的低い不燃性の固体廃棄物の廃棄体化処理のため導入する。	漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること	対象廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	放射線レベルの比較的高い不燃性の固体廃棄物の廃棄体化処理のため導入する。	原子炉前域遠隔解体装置	-	-	セメント混練固化装置 ・基数:1基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・処理能力:1900/回/個 ・基数: 熱的切断装置又は機械的切断装置 把持装置 吊上げ装置	漏えい防止機能 遮へい機能 固化機能	外観点検により機能を確認する	・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること	原子炉前域及び生体進入 解体撤去工事完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	原子炉前域解体のため導入する。	漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること	各建屋及び構築物解体工事 着手まで	遠隔解体期間	-	電源供給機能	外観点検により機能を確認する	・性能維持施設に電源を供給できる状態であること	-	-	-	-	予備電源装置	-	-	予備電源装置 ・基数:一式	漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること	対象廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	使用済イオン交換樹脂等の処理ができるよう導入する。	漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること	対象廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	放射線レベルの比較的低い不燃性の固体廃棄物の廃棄体化処理のため導入する。	漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること	対象廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	放射線レベルの比較的高い不燃性の固体廃棄物の廃棄体化処理のため導入する。	電源供給機能	外観点検により機能を確認する	・性能維持施設に電源を供給できる状態であること	-	-	-	-	<p>表6-1 性能維持施設 (11/11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> <th>設備、維持台数、位置、構造等</th> <th>要求される機能</th> <th>機能維持の方法</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> <th>維持管理後の解体着手可能時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">専ら廃止措置に必要な主要装置</td> <td rowspan="3">減容安定化処理装置</td> <td rowspan="3">-</td> <td rowspan="3">減容安定化処理装置 ・基数:一式</td> <td>漏えい防止機能 遮へい機能</td> <td>外観点検により機能を確認する</td> <td>・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること</td> <td>対象廃棄物の処理完了まで</td> <td>原子炉本体解体 撤去期間</td> <td>使用済イオン交換樹脂等の処理と併せて導入する。</td> </tr> <tr> <td>漏えい防止機能 遮へい機能</td> <td>外観点検により機能を確認する</td> <td>・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること</td> <td>対象廃棄物の処理完了まで</td> <td>原子炉本体解体 撤去期間</td> <td>放射線レベルの比較的低い不燃性の固体廃棄物の廃棄体化処理のため導入する。</td> </tr> <tr> <td>漏えい防止機能 遮へい機能</td> <td>外観点検により機能を確認する</td> <td>・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること</td> <td>対象廃棄物の処理完了まで</td> <td>原子炉本体解体 撤去期間</td> <td>放射線レベルの比較的高い不燃性の固体廃棄物の廃棄体化処理のため導入する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子炉前域遠隔解体装置</td> <td rowspan="3">-</td> <td rowspan="3">-</td> <td rowspan="3">セメント混練固化装置 ・基数:1基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・処理能力:1900/回/個 ・基数: 熱的切断装置又は機械的切断装置 把持装置 吊上げ装置</td> <td>漏えい防止機能 遮へい機能 固化機能</td> <td>外観点検により機能を確認する</td> <td>・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること</td> <td>原子炉前域及び生体進入 解体撤去工事完了まで</td> <td>原子炉本体解体 撤去期間</td> <td>原子炉前域解体のため導入する。</td> </tr> <tr> <td>漏えい防止機能 遮へい機能</td> <td>外観点検により機能を確認する</td> <td>・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること</td> <td>各建屋及び構築物解体工事 着手まで</td> <td>遠隔解体期間</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電源供給機能</td> <td>外観点検により機能を確認する</td> <td>・性能維持施設に電源を供給できる状態であること</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">予備電源装置</td> <td rowspan="4">-</td> <td rowspan="4">-</td> <td rowspan="4">予備電源装置 ・基数:一式</td> <td>漏えい防止機能 遮へい機能</td> <td>外観点検により機能を確認する</td> <td>・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること</td> <td>対象廃棄物の処理完了まで</td> <td>原子炉本体解体 撤去期間</td> <td>使用済イオン交換樹脂等の処理と併せて導入する。</td> </tr> <tr> <td>漏えい防止機能 遮へい機能</td> <td>外観点検により機能を確認する</td> <td>・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること</td> <td>対象廃棄物の処理完了まで</td> <td>原子炉本体解体 撤去期間</td> <td>放射線レベルの比較的低い不燃性の固体廃棄物の廃棄体化処理のため導入する。</td> </tr> <tr> <td>漏えい防止機能 遮へい機能</td> <td>外観点検により機能を確認する</td> <td>・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること</td> <td>対象廃棄物の処理完了まで</td> <td>原子炉本体解体 撤去期間</td> <td>放射線レベルの比較的高い不燃性の固体廃棄物の廃棄体化処理のため導入する。</td> </tr> <tr> <td>電源供給機能</td> <td>外観点検により機能を確認する</td> <td>・性能維持施設に電源を供給できる状態であること</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>										施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	機能維持の方法	性能	維持すべき期間	維持管理後の解体着手可能時期	備考	専ら廃止措置に必要な主要装置	減容安定化処理装置	-	減容安定化処理装置 ・基数:一式	漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること	対象廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	使用済イオン交換樹脂等の処理と併せて導入する。	漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること	対象廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	放射線レベルの比較的低い不燃性の固体廃棄物の廃棄体化処理のため導入する。	漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること	対象廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	放射線レベルの比較的高い不燃性の固体廃棄物の廃棄体化処理のため導入する。	原子炉前域遠隔解体装置	-	-	セメント混練固化装置 ・基数:1基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・処理能力:1900/回/個 ・基数: 熱的切断装置又は機械的切断装置 把持装置 吊上げ装置	漏えい防止機能 遮へい機能 固化機能	外観点検により機能を確認する	・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること	原子炉前域及び生体進入 解体撤去工事完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	原子炉前域解体のため導入する。	漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること	各建屋及び構築物解体工事 着手まで	遠隔解体期間	-	電源供給機能	外観点検により機能を確認する	・性能維持施設に電源を供給できる状態であること	-	-	-	-	予備電源装置	-	-	予備電源装置 ・基数:一式	漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること	対象廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	使用済イオン交換樹脂等の処理と併せて導入する。	漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること	対象廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	放射線レベルの比較的低い不燃性の固体廃棄物の廃棄体化処理のため導入する。	漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること	対象廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	放射線レベルの比較的高い不燃性の固体廃棄物の廃棄体化処理のため導入する。	電源供給機能	外観点検により機能を確認する	・性能維持施設に電源を供給できる状態であること	-	-	-	-	<p>・要求される機能毎に機能維持の方法、性能について記載</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	機能維持の方法	性能	維持すべき期間	維持管理後の解体着手可能時期	備考																																																																																																																																																																																			
専ら廃止措置に必要な主要装置	減容安定化処理装置	-	減容安定化処理装置 ・基数:一式	漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること	対象廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	使用済イオン交換樹脂等の処理と併せて導入する。																																																																																																																																																																																			
				漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること	対象廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	放射線レベルの比較的低い不燃性の固体廃棄物の廃棄体化処理のため導入する。																																																																																																																																																																																			
				漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること	対象廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	放射線レベルの比較的高い不燃性の固体廃棄物の廃棄体化処理のため導入する。																																																																																																																																																																																			
	原子炉前域遠隔解体装置	-	-	セメント混練固化装置 ・基数:1基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・処理能力:1900/回/個 ・基数: 熱的切断装置又は機械的切断装置 把持装置 吊上げ装置	漏えい防止機能 遮へい機能 固化機能	外観点検により機能を確認する	・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること	原子炉前域及び生体進入 解体撤去工事完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	原子炉前域解体のため導入する。																																																																																																																																																																																		
					漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること	各建屋及び構築物解体工事 着手まで	遠隔解体期間	-																																																																																																																																																																																		
					電源供給機能	外観点検により機能を確認する	・性能維持施設に電源を供給できる状態であること	-	-	-	-																																																																																																																																																																																	
	予備電源装置	-	-	予備電源装置 ・基数:一式	漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること	対象廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	使用済イオン交換樹脂等の処理ができるよう導入する。																																																																																																																																																																																		
					漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること	対象廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	放射線レベルの比較的低い不燃性の固体廃棄物の廃棄体化処理のため導入する。																																																																																																																																																																																		
					漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること	対象廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	放射線レベルの比較的高い不燃性の固体廃棄物の廃棄体化処理のため導入する。																																																																																																																																																																																		
					電源供給機能	外観点検により機能を確認する	・性能維持施設に電源を供給できる状態であること	-	-	-	-																																																																																																																																																																																	
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	機能維持の方法	性能	維持すべき期間	維持管理後の解体着手可能時期	備考																																																																																																																																																																																			
専ら廃止措置に必要な主要装置	減容安定化処理装置	-	減容安定化処理装置 ・基数:一式	漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること	対象廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	使用済イオン交換樹脂等の処理と併せて導入する。																																																																																																																																																																																			
				漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること	対象廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	放射線レベルの比較的低い不燃性の固体廃棄物の廃棄体化処理のため導入する。																																																																																																																																																																																			
				漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること	対象廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	放射線レベルの比較的高い不燃性の固体廃棄物の廃棄体化処理のため導入する。																																																																																																																																																																																			
	原子炉前域遠隔解体装置	-	-	セメント混練固化装置 ・基数:1基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・処理能力:1900/回/個 ・基数: 熱的切断装置又は機械的切断装置 把持装置 吊上げ装置	漏えい防止機能 遮へい機能 固化機能	外観点検により機能を確認する	・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること	原子炉前域及び生体進入 解体撤去工事完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	原子炉前域解体のため導入する。																																																																																																																																																																																		
					漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること	各建屋及び構築物解体工事 着手まで	遠隔解体期間	-																																																																																																																																																																																		
					電源供給機能	外観点検により機能を確認する	・性能維持施設に電源を供給できる状態であること	-	-	-	-																																																																																																																																																																																	
	予備電源装置	-	-	予備電源装置 ・基数:一式	漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること	対象廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	使用済イオン交換樹脂等の処理と併せて導入する。																																																																																																																																																																																		
					漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること	対象廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	放射線レベルの比較的低い不燃性の固体廃棄物の廃棄体化処理のため導入する。																																																																																																																																																																																		
					漏えい防止機能 遮へい機能	外観点検により機能を確認する	・放射線物質が漏えいする上は有意な損傷がない状態であること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること ・放射線物質の防止に影響すること	対象廃棄物の処理完了まで	原子炉本体解体 撤去期間	放射線レベルの比較的高い不燃性の固体廃棄物の廃棄体化処理のため導入する。																																																																																																																																																																																		
					電源供給機能	外観点検により機能を確認する	・性能維持施設に電源を供給できる状態であること	-	-	-	-																																																																																																																																																																																	

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
<p>7 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設の位置, 構造及び設備並びにその性能, その性能を維持すべき期間</p> <p>性能維持施設の位置, 構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間を「6 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設」表 6-1 に示す。</p> <p>廃止措置の進捗に応じて表 6-1 に示す性能維持施設の範囲, 機能又は性能について変更する場合及び解体撤去工事を実施するに当たって, 専ら廃止措置のために使用する装置を導入する場合は, 廃止措置計画に反映して変更認可を受けることとする。</p> <p>7.1 専ら廃止措置で使用する性能維持施設の設計及び工事の方法</p> <p>専ら廃止措置で使用する性能維持施設の導入に当たっては, 「5.1 廃止措置の基本方針」に基づき, 適切な品質マネジメントシステムの下に保安管理を実施し, また, 「5.5 解体撤去に係る安全確保対策」に記載する「(4) 廃止措置のために導入する装置の安全設計」に基づき, 装置の機能等に応じて日本産業規格等の規格及び基準に準拠するとともに, 必要に応じて漏えい及び拡散防止対策, 被ばく低減対策, 事故防止対策の安全確保対策を講じる。</p> <p>(1) セメント混練固化装置</p> <p>① 目的</p> <p>新型転換炉原型炉施設で発生した以下の廃棄物を処理するため, 「10 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」図 10-6 放射性固体廃棄物の処理処分フロー (原子炉周辺設備解体撤去期間以降) に示すとおり, セメント混練固化装置を設置する。<u>セメント混練固化装置設置工事工程を図 7-1 に示す。</u></p>	<p>7 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設の位置, 構造及び設備並びにその性能, その性能を維持すべき期間</p> <p>性能維持施設の位置, 構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間を「6 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設」表 6-1 に示す。</p> <p>廃止措置の進捗に応じて表 6-1 に示す性能維持施設の範囲, 機能又は性能について変更する場合及び解体撤去工事を実施するに当たって, 専ら廃止措置のために使用する装置を導入する場合は, 廃止措置計画に反映して変更認可を受けることとする。</p> <p>7.1 専ら廃止措置で使用する性能維持施設の設計及び工事の方法</p> <p>専ら廃止措置で使用する性能維持施設の導入に当たっては, 「5.1 廃止措置の基本方針」に基づき, 適切な品質マネジメントシステムの下に保安管理を実施し, また, 「5.5 解体撤去に係る安全確保対策」に記載する「(4) 廃止措置のために導入する装置の安全設計」に基づき, 装置の機能等に応じて日本産業規格等の規格及び基準に準拠するとともに, 必要に応じて漏えい及び拡散防止対策, 被ばく低減対策, 事故防止対策の安全確保対策を講じる。</p> <p>(1) セメント混練固化装置</p> <p>① 目的</p> <p>新型転換炉原型炉施設で発生した以下の廃棄物を処理するため, 「10 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」図 10-6 放射性固体廃棄物の処理処分フロー (原子炉周辺設備解体撤去期間以降) に示すとおり, セメント混練固化装置を設置する。</p>	<p>・削除 (図 7-1 を図 7-5 と して変更)</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは, 変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
<p>(a) 濃縮廃液</p> <p>(b) 粉末状及び粒状の使用済イオン交換樹脂</p> <p>(c) フィルタスラッジ</p> <p>(d) 焼却灰</p> <p>② セメント混練固化装置の概要</p> <p>(a) 系統構成</p> <p>セメント混練固化装置は、濃縮廃液受入設備、混練充填設備等により構成する。セメント混練固化装置概略系統図を図 7-2 に示す。なお、濃縮廃液受入設備のうち、固形化供給タンク、固形化供給タンク出口配管の一部、漏えい検出装置及び警報装置については既設を供用する。</p> <p>(b) 混練方法</p> <p>処理対象廃棄物、セメント、分散剤等を混練機に投入し混練するアウトドラム方式とする。</p>	<p>(a) 濃縮廃液</p> <p>(b) 粉末状及び粒状の使用済イオン交換樹脂</p> <p>(c) フィルタスラッジ</p> <p>(d) 焼却灰</p> <p>② セメント混練固化装置の概要</p> <p><u>セメント混練固化装置では、当面の間、濃縮廃液を処理する。</u></p> <p><u>今後、本装置で取り扱う予定の粉末状及び粒状の使用済イオン交換樹脂、フィルタスラッジ及び焼却灰を処理するまでに、これらの処理に必要な本装置に追設する機器等の仕様が確定した段階で廃止措置計画に反映し、変更認可を受けるものとする。</u></p> <p>(a) 系統構成</p> <p>セメント混練固化装置は、濃縮廃液受入系統、混練充填系統、セメント供給系統、薬剤供給系統、オフガス処理系統、洗浄・スラリ供給系統及びドラムハンドリング系統により構成する。セメント混練固化装置概略系統図を図 7-1 に示す。なお、濃縮廃液受入系統のうち、固形化供給タンク、固形化供給タンク出口配管の一部、漏えい検出装置及び警報装置については既設を供用する。</p> <p>(b) 運転方法及び系統の機能</p> <p><u>本装置は、処理対象である濃縮廃液、固化材であるセメント及び混練物の流動性を向上させるための分散剤を混練機に投入し、固化体を作製するものである。</u></p> <p><u>濃縮廃液の固化体作製の運転方法及び系統の機能は以下のとおりである。</u></p> <p>1) <u>濃縮廃液受入系統</u></p>	<p>・セメント混練固化装置で処理する放射性廃棄物について明確化</p> <p>・記載の具体化</p> <p>・図番号の変更</p> <p>・(b) 混練方法から運転方法及び系統の機能への変更及び系統の機能の記載について具体化</p> <p>・系統の機能の記載について具体化</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
	<p><u>濃縮廃液受入系統は、濃縮廃液を貯蔵している既設の固形化供給タンク、廃液循環ポンプ、混練機計量供給装置等により構成され、濃縮廃液を固形化供給タンクから廃液循環ポンプを介して、計量機能を有している混練機計量供給装置で受け入れる系統である。</u></p> <p>2) <u>薬剤供給系統</u></p> <p><u>薬剤供給系統は、分散剤を貯蔵している分散剤タンク、分散剤ポンプ等により構成され、分散剤を分散剤タンクから分散剤ポンプを介して、必要量を混練機計量供給装置で受け入れる系統である。</u></p> <p>3) <u>セメント供給系統</u></p> <p><u>セメント供給系統は、粉末状のセメントを貯蔵しているセメントホッパ、セメント移送機、セメント計量供給機等により構成され、セメント移送機を用いた空気圧送により、固化材であるセメントの必要量をセメントホッパから送り、セメント計量供給機で受け入れる系統である。</u></p> <p>4) <u>混練充填系統</u></p> <p><u>混練充填系統は、混練機、濃縮廃液受入系統及びセメント供給系統から受け入れる配管等により構成され、混練機へ受け入れた濃縮廃液と分散剤の混合廃液及びセメントを混練機で一定時間練り混ぜた後、全量をドラム缶に充填し、固化体を作製する系統である。</u></p> <p>5) <u>オフガス処理系統</u></p> <p><u>オフガス処理系統は、混練機内のベントガスを混練機フィルタに通気した後、既設換気ダクトへ排気する系統である。</u></p>	<p>・系統の機能の記載について具体化</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
<p>(c) 処理能力 190ℓ/回/個</p> <p>③ 設計方針 セメント混練固化装置を構成する主要機器等の設計においては、<u>研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）に準拠するとともに、以下のとおり</u></p>	<p>6) <u>ドラムハンドリング系統</u> ドラムハンドリング系統は、<u>濃縮廃液と分散剤の混合廃液及びセメントを混練した混練物をドラム缶に受け入れるとともに、空ドラム缶の搬入、作製した固化体の搬送等を行う系統である。作製した固化体は、一定時間養生するとともに、ドラム缶の蓋締めを行い、一時保管エリアに搬送する。</u></p> <p>7) <u>洗浄・スラリー供給系統</u> 洗浄・スラリー供給系統は、<u>洗浄水受タンク、洗浄用水タンク、洗浄スラリー移送機、洗浄用水ポンプ等により構成される。混練物をドラム缶に充填した後、混練機内部及び出口配管に付着している混練物の残渣を排出するため、洗浄用水ポンプにより洗浄水を注入することにより洗浄を行う。また、混練機内部及び出口配管から排水された洗浄水は、洗浄水受タンクで受け入れ、固液分離を行い、分離した上澄水は洗浄用水ポンプにより洗浄用水タンクへ移送し、洗浄水として再利用する。一方、洗浄水受タンクに沈殿した固形分については、洗浄スラリー移送機により混練機で受け入れ、濃縮廃液と分散剤の混合廃液及びセメントと混合混練し、<u>固化体を作製する。</u></u></p> <p>(c) 処理能力 190ℓ/回/個</p> <p>③ 設計方針 セメント混練固化装置を構成する主要機器等の設計において<u>遵守及び準拠する基準並びに規格は以下のとおりとする。なお、セメント混練固化装置に関する研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準への適</u></p>	<p>・系統の機能の記載について具体化</p> <p>・遵守及び準拠する基準並びに規格の具体化</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
<p><u>とする。</u></p> <p>(a) 耐震設計 固形化供給タンクから混練機までの機器及び配管については、主配管及び主要機器とし、<u>耐震設計上の重要度分類「B」とする。</u></p> <p>(b) 強度計算 主配管については、「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」の「<u>クラス3配管</u>」とする。</p> <p>(c) 材料 <u>主要な機器及び配管</u>に使用する材料は、日本産業規格に準じたものとする。</p>	<p>合性について、「添付書類6 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」の別添資料2として示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）</u> ・ <u>研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）</u> ・ <u>日本産業規格（JIS）</u> ・ <u>原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601-1987）（JEAG4601-1991 追補版）（JEAG4601・補-1984）</u> ・ <u>発電用原子力設備規格 設計・建設規格（JSME S NC1-2005）（JSME S NC1-2007）</u> ・ <u>発電用原子力設備規格 材料規格（JSME S NJ1-2012）</u> <p>(a) 耐震設計 固形化供給タンクから混練機までの配管及び機器については、主配管及び主要機器とし、<u>耐震重要度分類は、「原子力発電所耐震設計技術指針」に基づき、「Bクラス」とする。</u></p> <p>(b) 強度計算 主配管については、「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」に基づき、「<u>クラス3</u>」とする。 <u>なお、セメント混練固化装置の主配管の範囲について、図7-2に示す。</u></p> <p>(c) 材料 <u>主配管及び主要機器</u>に使用する材料は、日本産業規格に準じたものとする。</p>	<p>・ 遵守及び準拠する基準並びに規格の具体化</p> <p>・ 記載の変更</p> <p>・ 記載の変更</p> <p>・ 図番号の変更</p> <p>・ 記載の適正化</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
<p>(d) 設置場所</p> <p>設置場所は、アスファルト固化装置の跡地である原子炉補助建屋内にある廃棄物処理室及び屋外とする。</p> <p>(e) 試験・検査</p> <p>本工事における試験・検査項目については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材料検査 ・寸法検査 ・外観検査 ・据付検査 ・耐圧漏えい検査 ・機能検査 	<p>(d) 設置場所</p> <p>設置場所は、アスファルト固化装置の跡地である原子炉補助建屋内にある廃棄物処理室及び屋外とする。</p> <p><u>廃棄物処理室においては、液体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物処理施設外へ漏えいすることを防止するための堰を施設することが要求されている。このため、セメント固化体作製時に放射性廃棄物が漏えいした場合、廃液循環ポンプのシール部がリークした場合等を想定し、既設の堰を供用し漏えいの拡大を防止する。なお、濃縮廃液を貯蔵している固形化供給タンクについては、既設を供用し改造や増設は伴わないことから、既設の堰の変更はなく、セメント混練固化装置設置時においても、放射性物質の漏えい拡大を防止するため、既設の堰を供用するとともに、耐水性の塗装を施す。なお、配置図を図 7-3 に示す。</u></p> <p>(e) 試験・検査</p> <p>本工事における試験・検査は、<u>工事の工程に従い次の項目について、図 7-4 に示すとおり実施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・材料検査 ・寸法検査 ・外観検査 ・据付検査 ・耐圧漏えい検査 ・機能検査 <p>(f) 工事工程</p> <p><u>セメント混練固化装置設置に関する工事工程を図 7-5 に示す。</u></p>	<p>・堰について記載</p> <p>・配置図の追加</p> <p>・工事の方法の追加</p> <p>・工事工程の図番号の変更</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前						補正後						備考																																																																																				
<p>(f) ポンプの仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">廃液循環ポンプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">ポンプ</td> <td>種類</td> <td>—</td> <td>うず巻形</td> </tr> <tr> <td>定格容量</td> <td>m³/h/個</td> <td>12.0</td> </tr> <tr> <td>定格揚程</td> <td>m</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>ケーシング</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原動機</td> <td>種類</td> <td>—</td> <td>誘導電動機</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>kW/個</td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>						名称		廃液循環ポンプ		ポンプ	種類	—	うず巻形	定格容量	m ³ /h/個	12.0	定格揚程	m	35	材料	ケーシング	—	個数	—	1	原動機	種類	—	誘導電動機	出力	kW/個	5.5	個数	—	1	<p>(g) ポンプの仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">廃液循環ポンプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">ポンプ</td> <td>種類</td> <td>—</td> <td>うず巻形</td> </tr> <tr> <td>定格容量</td> <td>m³/h/個</td> <td>12.0</td> </tr> <tr> <td>定格揚程</td> <td>m</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>ケーシング</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原動機</td> <td>種類</td> <td>—</td> <td>誘導電動機</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>kW/個</td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>						名称		廃液循環ポンプ		ポンプ	種類	—	うず巻形	定格容量	m ³ /h/個	12.0	定格揚程	m	35	材料	ケーシング	—	個数	—	1	原動機	種類	—	誘導電動機	出力	kW/個	5.5	個数	—	1	<p>・番号の変更</p>																								
名称		廃液循環ポンプ																																																																																														
ポンプ	種類	—	うず巻形																																																																																													
	定格容量	m ³ /h/個	12.0																																																																																													
	定格揚程	m	35																																																																																													
	材料	ケーシング	—																																																																																													
	個数	—	1																																																																																													
原動機	種類	—	誘導電動機																																																																																													
	出力	kW/個	5.5																																																																																													
	個数	—	1																																																																																													
名称		廃液循環ポンプ																																																																																														
ポンプ	種類	—	うず巻形																																																																																													
	定格容量	m ³ /h/個	12.0																																																																																													
	定格揚程	m	35																																																																																													
	材料	ケーシング	—																																																																																													
	個数	—	1																																																																																													
原動機	種類	—	誘導電動機																																																																																													
	出力	kW/個	5.5																																																																																													
	個数	—	1																																																																																													
<p>(g) 主配管の仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力 (MPa)</th> <th>最高使用温度 (°C)</th> <th>外径 (mm)</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">固形化供給タンク 出口弁から廃液循環 ポンプまで</td> <td>0.98</td> <td>95</td> <td>60.5</td> <td>3.9</td> <td rowspan="2">SUS 316LTP</td> </tr> <tr> <td>0.98</td> <td>95</td> <td>48.6</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">廃液循環ポンプから 混練機計量供給装置 まで</td> <td>0.98</td> <td>95</td> <td>34.0</td> <td>3.4</td> <td>SUS 316LTP</td> </tr> <tr> <td>0.98</td> <td>95</td> <td>48.6</td> <td>3.7</td> <td rowspan="2">SUS 316LTP</td> </tr> <tr> <td>0.98</td> <td>90</td> <td>34.0</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>90</td> <td>34.0</td> <td>3.4</td> <td>SUS 316LTP</td> </tr> <tr> <td>混練機計量供給装置 から混練機まで</td> <td>静水頭</td> <td>90</td> <td>34.0</td> <td>3.4</td> <td>SUS 316LTP</td> </tr> </tbody> </table>						名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	固形化供給タンク 出口弁から廃液循環 ポンプまで	0.98	95	60.5	3.9	SUS 316LTP	0.98	95	48.6	3.7	廃液循環ポンプから 混練機計量供給装置 まで	0.98	95	34.0	3.4	SUS 316LTP	0.98	95	48.6	3.7	SUS 316LTP	0.98	90	34.0	3.4	静水頭	90	34.0	3.4	SUS 316LTP	混練機計量供給装置 から混練機まで	静水頭	90	34.0	3.4	SUS 316LTP	<p>(h) 主配管の仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力 (MPa)</th> <th>最高使用温度 (°C)</th> <th>外径 (mm)</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">固形化供給タンク 出口弁から廃液循環 ポンプまで</td> <td>0.98</td> <td>95</td> <td>60.5</td> <td>3.9</td> <td rowspan="2">SUS 316LTP</td> </tr> <tr> <td>0.98</td> <td>95</td> <td>48.6</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">廃液循環ポンプから 混練機計量供給装置 まで</td> <td>0.98</td> <td>95</td> <td>34.0</td> <td>3.4</td> <td>SUS 316LTP</td> </tr> <tr> <td>0.98</td> <td>95</td> <td>48.6</td> <td>3.7</td> <td rowspan="2">SUS 316LTP</td> </tr> <tr> <td>0.98</td> <td>90</td> <td>34.0</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>90</td> <td>34.0</td> <td>3.4</td> <td>SUS 316LTP</td> </tr> <tr> <td>混練機計量供給装置 から混練機まで</td> <td>静水頭</td> <td>90</td> <td>34.0</td> <td>3.4</td> <td>SUS 316LTP</td> </tr> </tbody> </table>						名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料	固形化供給タンク 出口弁から廃液循環 ポンプまで	0.98	95	60.5	3.9	SUS 316LTP	0.98	95	48.6	3.7	廃液循環ポンプから 混練機計量供給装置 まで	0.98	95	34.0	3.4	SUS 316LTP	0.98	95	48.6	3.7	SUS 316LTP	0.98	90	34.0	3.4	静水頭	90	34.0	3.4	SUS 316LTP	混練機計量供給装置 から混練機まで	静水頭	90	34.0	3.4	SUS 316LTP	<p>・番号の変更</p>
名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料																																																																																											
固形化供給タンク 出口弁から廃液循環 ポンプまで	0.98	95	60.5	3.9	SUS 316LTP																																																																																											
	0.98	95	48.6	3.7																																																																																												
廃液循環ポンプから 混練機計量供給装置 まで	0.98	95	34.0	3.4	SUS 316LTP																																																																																											
	0.98	95	48.6	3.7	SUS 316LTP																																																																																											
	0.98	90	34.0	3.4																																																																																												
	静水頭	90	34.0	3.4	SUS 316LTP																																																																																											
混練機計量供給装置 から混練機まで	静水頭	90	34.0	3.4	SUS 316LTP																																																																																											
名称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外径 (mm)	厚さ (mm)	材料																																																																																											
固形化供給タンク 出口弁から廃液循環 ポンプまで	0.98	95	60.5	3.9	SUS 316LTP																																																																																											
	0.98	95	48.6	3.7																																																																																												
廃液循環ポンプから 混練機計量供給装置 まで	0.98	95	34.0	3.4	SUS 316LTP																																																																																											
	0.98	95	48.6	3.7	SUS 316LTP																																																																																											
	0.98	90	34.0	3.4																																																																																												
	静水頭	90	34.0	3.4	SUS 316LTP																																																																																											
混練機計量供給装置 から混練機まで	静水頭	90	34.0	3.4	SUS 316LTP																																																																																											

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前				補正後				備考																																																																																																																																																
<p>(h) 主要機器の仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">混練機計量供給装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">本体</td> <td>種類</td> <td>—</td> <td>重量計量式</td> </tr> <tr> <td>処理能力</td> <td>kg/個</td> <td>100*¹</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要寸法</td> <td>たて</td> <td>mm</td> <td>850*¹</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>850*¹</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>1020*¹</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材料</td> <td>胴板</td> <td>—</td> <td>SUS 316L</td> </tr> <tr> <td>鏡板</td> <td>—</td> <td>SUS 316L</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：公称値を示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">混練機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">本体</td> <td>種類</td> <td>—</td> <td>攪拌羽根式</td> </tr> <tr> <td>処理能力</td> <td>ℓ/回/個</td> <td>190*¹</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要寸法</td> <td>たて</td> <td>mm</td> <td>2500*¹</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>1400*¹</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>1848*¹</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材料</td> <td>胴板</td> <td>—</td> <td>SUS 316L</td> </tr> <tr> <td>鏡板</td> <td>—</td> <td>SUS 316L</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原動機</td> <td>種類</td> <td>—</td> <td>誘導電動機</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>kW/個</td> <td>37*¹</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：公称値を示す。</p>				名称		混練機計量供給装置		本体	種類	—	重量計量式	処理能力	kg/個	100* ¹	主要寸法	たて	mm	850* ¹	横	mm	850* ¹	高さ	mm	1020* ¹	材料	胴板	—	SUS 316L	鏡板	—	SUS 316L	個数	—	1	名称		混練機		本体	種類	—	攪拌羽根式	処理能力	ℓ/回/個	190* ¹	主要寸法	たて	mm	2500* ¹	横	mm	1400* ¹	高さ	mm	1848* ¹	材料	胴板	—	SUS 316L	鏡板	—	SUS 316L	個数	—	1	原動機	種類	—	誘導電動機	出力	kW/個	37* ¹	個数	—	1	<p>(i) 主要機器の仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">混練機計量供給装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">本体</td> <td>種類</td> <td>—</td> <td>重量計量式</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kg/個</td> <td>100*¹</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要寸法</td> <td>たて</td> <td>mm</td> <td>850*¹</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>850*¹</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>1020*¹</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材料</td> <td>胴板</td> <td>—</td> <td>SUS 316L</td> </tr> <tr> <td>鏡板</td> <td>—</td> <td>SUS 316L</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：公称値を示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">混練機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">本体</td> <td>種類</td> <td>—</td> <td>攪拌羽根式</td> </tr> <tr> <td>処理能力</td> <td>ℓ/回/個</td> <td>190*¹</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要寸法</td> <td>たて</td> <td>mm</td> <td>2500*¹</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>1400*¹</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>1848*¹</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材料</td> <td>胴板</td> <td>—</td> <td>SUS 316L</td> </tr> <tr> <td>鏡板</td> <td>—</td> <td>SUS 316L</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原動機</td> <td>種類</td> <td>—</td> <td>誘導電動機</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>kW/個</td> <td>37*¹</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：公称値を示す。</p>				名称		混練機計量供給装置		本体	種類	—	重量計量式	容量	kg/個	100* ¹	主要寸法	たて	mm	850* ¹	横	mm	850* ¹	高さ	mm	1020* ¹	材料	胴板	—	SUS 316L	鏡板	—	SUS 316L	個数	—	1	名称		混練機		本体	種類	—	攪拌羽根式	処理能力	ℓ/回/個	190* ¹	主要寸法	たて	mm	2500* ¹	横	mm	1400* ¹	高さ	mm	1848* ¹	材料	胴板	—	SUS 316L	鏡板	—	SUS 316L	個数	—	1	原動機	種類	—	誘導電動機	出力	kW/個	37* ¹	個数	—	1	<p>・番号の変更</p> <p>・記載の変更</p>
名称		混練機計量供給装置																																																																																																																																																						
本体	種類	—	重量計量式																																																																																																																																																					
	処理能力	kg/個	100* ¹																																																																																																																																																					
	主要寸法	たて	mm	850* ¹																																																																																																																																																				
		横	mm	850* ¹																																																																																																																																																				
		高さ	mm	1020* ¹																																																																																																																																																				
	材料	胴板	—	SUS 316L																																																																																																																																																				
		鏡板	—	SUS 316L																																																																																																																																																				
	個数	—	1																																																																																																																																																					
名称		混練機																																																																																																																																																						
本体	種類	—	攪拌羽根式																																																																																																																																																					
	処理能力	ℓ/回/個	190* ¹																																																																																																																																																					
	主要寸法	たて	mm	2500* ¹																																																																																																																																																				
		横	mm	1400* ¹																																																																																																																																																				
		高さ	mm	1848* ¹																																																																																																																																																				
	材料	胴板	—	SUS 316L																																																																																																																																																				
		鏡板	—	SUS 316L																																																																																																																																																				
	個数	—	1																																																																																																																																																					
原動機	種類	—	誘導電動機																																																																																																																																																					
	出力	kW/個	37* ¹																																																																																																																																																					
	個数	—	1																																																																																																																																																					
名称		混練機計量供給装置																																																																																																																																																						
本体	種類	—	重量計量式																																																																																																																																																					
	容量	kg/個	100* ¹																																																																																																																																																					
	主要寸法	たて	mm	850* ¹																																																																																																																																																				
		横	mm	850* ¹																																																																																																																																																				
		高さ	mm	1020* ¹																																																																																																																																																				
	材料	胴板	—	SUS 316L																																																																																																																																																				
		鏡板	—	SUS 316L																																																																																																																																																				
	個数	—	1																																																																																																																																																					
名称		混練機																																																																																																																																																						
本体	種類	—	攪拌羽根式																																																																																																																																																					
	処理能力	ℓ/回/個	190* ¹																																																																																																																																																					
	主要寸法	たて	mm	2500* ¹																																																																																																																																																				
		横	mm	1400* ¹																																																																																																																																																				
		高さ	mm	1848* ¹																																																																																																																																																				
	材料	胴板	—	SUS 316L																																																																																																																																																				
		鏡板	—	SUS 316L																																																																																																																																																				
	個数	—	1																																																																																																																																																					
原動機	種類	—	誘導電動機																																																																																																																																																					
	出力	kW/個	37* ¹																																																																																																																																																					
	個数	—	1																																																																																																																																																					

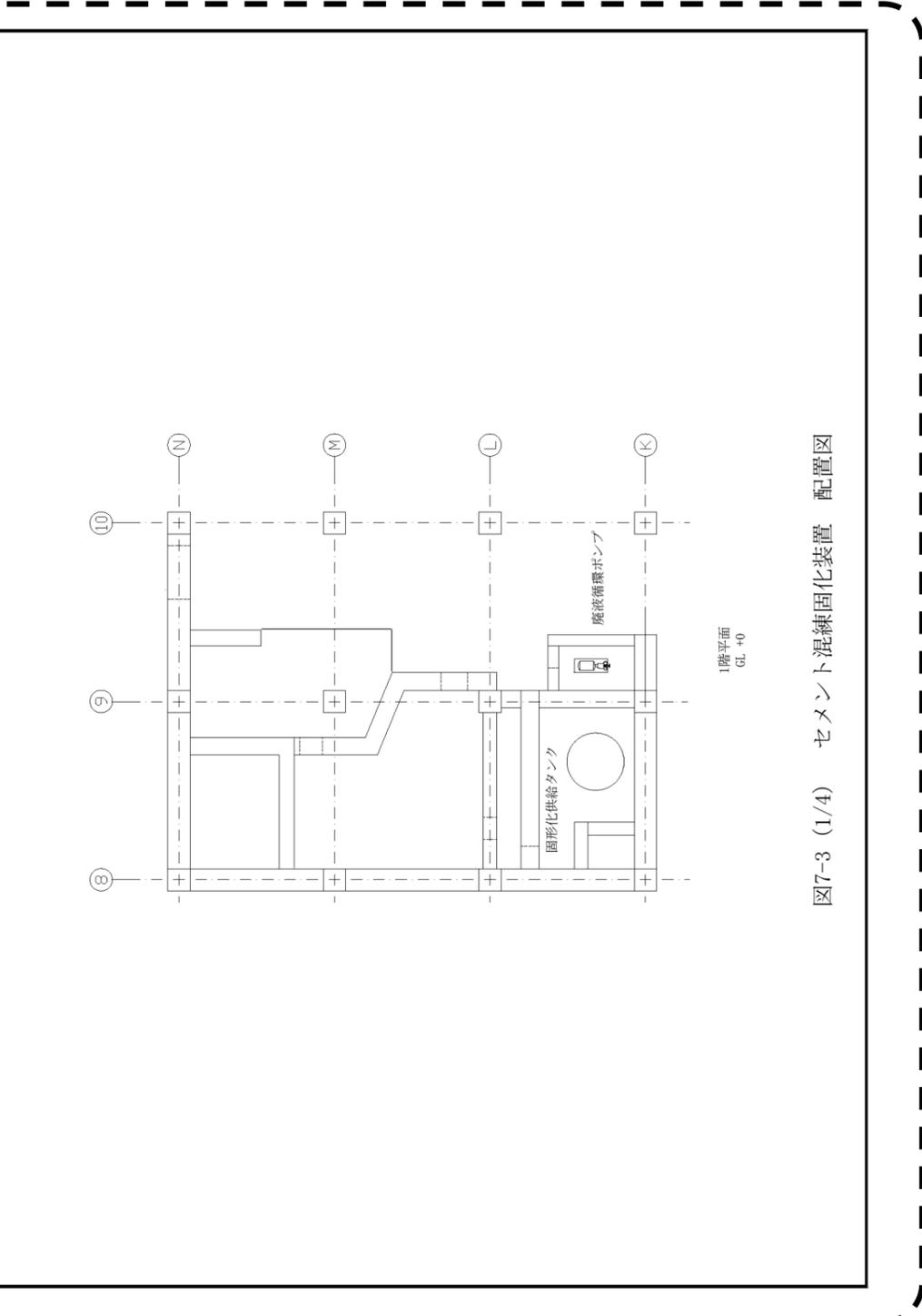
注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">図 7-1 セメント混練固化装置設置工事工程</p> </div>	<p>(削る)</p>	<p>・削除 (図 7-1 を図 7-5 と して変更)</p>

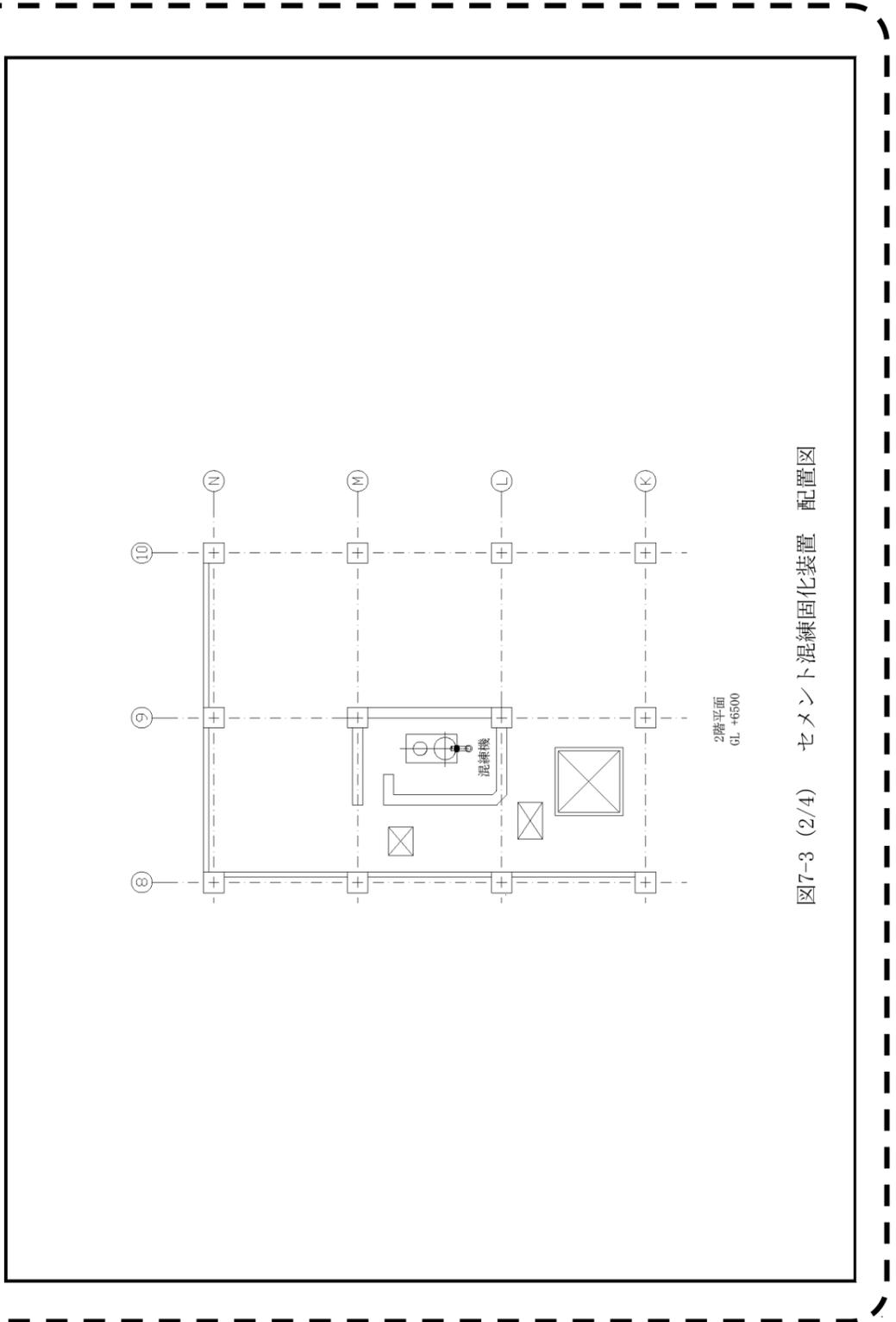
注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考																																																																
<p style="text-align: center;">主配管の設計条件, 仕様</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>管番号</th> <th>名称</th> <th>外径 (mm)</th> <th>厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>固形化供給タンク出口弁から廃液循環ポンプまで</td> <td>60.5</td> <td>3.9</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td></td> <td>48.6</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td></td> <td>34.0</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>廃液循環ポンプから混練機計量供給装置まで</td> <td>48.6</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td></td> <td>34.0</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td></td> <td>34.0</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>混練機計量供給装置から混練機まで</td> <td>34.0</td> <td>3.4</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">図 7-3 セメント混練固化工装置 主配管図</p>	管番号	名称	外径 (mm)	厚さ (mm)	①	固形化供給タンク出口弁から廃液循環ポンプまで	60.5	3.9	②		48.6	3.7	③		34.0	3.4	④	廃液循環ポンプから混練機計量供給装置まで	48.6	3.7	⑤		34.0	3.4	⑥		34.0	3.4	⑦	混練機計量供給装置から混練機まで	34.0	3.4	<p style="text-align: center;">主配管の設計条件, 仕様</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>管番号</th> <th>名称</th> <th>外径 (mm)</th> <th>厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>固形化供給タンク出口弁から廃液循環ポンプまで</td> <td>60.5</td> <td>3.9</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td></td> <td>48.6</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td></td> <td>34.0</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>廃液循環ポンプから混練機計量供給装置まで</td> <td>48.6</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td></td> <td>34.0</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td></td> <td>34.0</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>混練機計量供給装置から混練機まで</td> <td>34.0</td> <td>3.4</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">図 7-2 セメント混練固化工装置 主配管図</p>	管番号	名称	外径 (mm)	厚さ (mm)	①	固形化供給タンク出口弁から廃液循環ポンプまで	60.5	3.9	②		48.6	3.7	③		34.0	3.4	④	廃液循環ポンプから混練機計量供給装置まで	48.6	3.7	⑤		34.0	3.4	⑥		34.0	3.4	⑦	混練機計量供給装置から混練機まで	34.0	3.4	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主配管図の変更 ・ 既設との境界の記載を変更 ・ ミニマムフローラインの記載の変更 ・ 図番号の変更 ・ 記載の変更
管番号	名称	外径 (mm)	厚さ (mm)																																																															
①	固形化供給タンク出口弁から廃液循環ポンプまで	60.5	3.9																																																															
②		48.6	3.7																																																															
③		34.0	3.4																																																															
④	廃液循環ポンプから混練機計量供給装置まで	48.6	3.7																																																															
⑤		34.0	3.4																																																															
⑥		34.0	3.4																																																															
⑦	混練機計量供給装置から混練機まで	34.0	3.4																																																															
管番号	名称	外径 (mm)	厚さ (mm)																																																															
①	固形化供給タンク出口弁から廃液循環ポンプまで	60.5	3.9																																																															
②		48.6	3.7																																																															
③		34.0	3.4																																																															
④	廃液循環ポンプから混練機計量供給装置まで	48.6	3.7																																																															
⑤		34.0	3.4																																																															
⑥		34.0	3.4																																																															
⑦	混練機計量供給装置から混練機まで	34.0	3.4																																																															

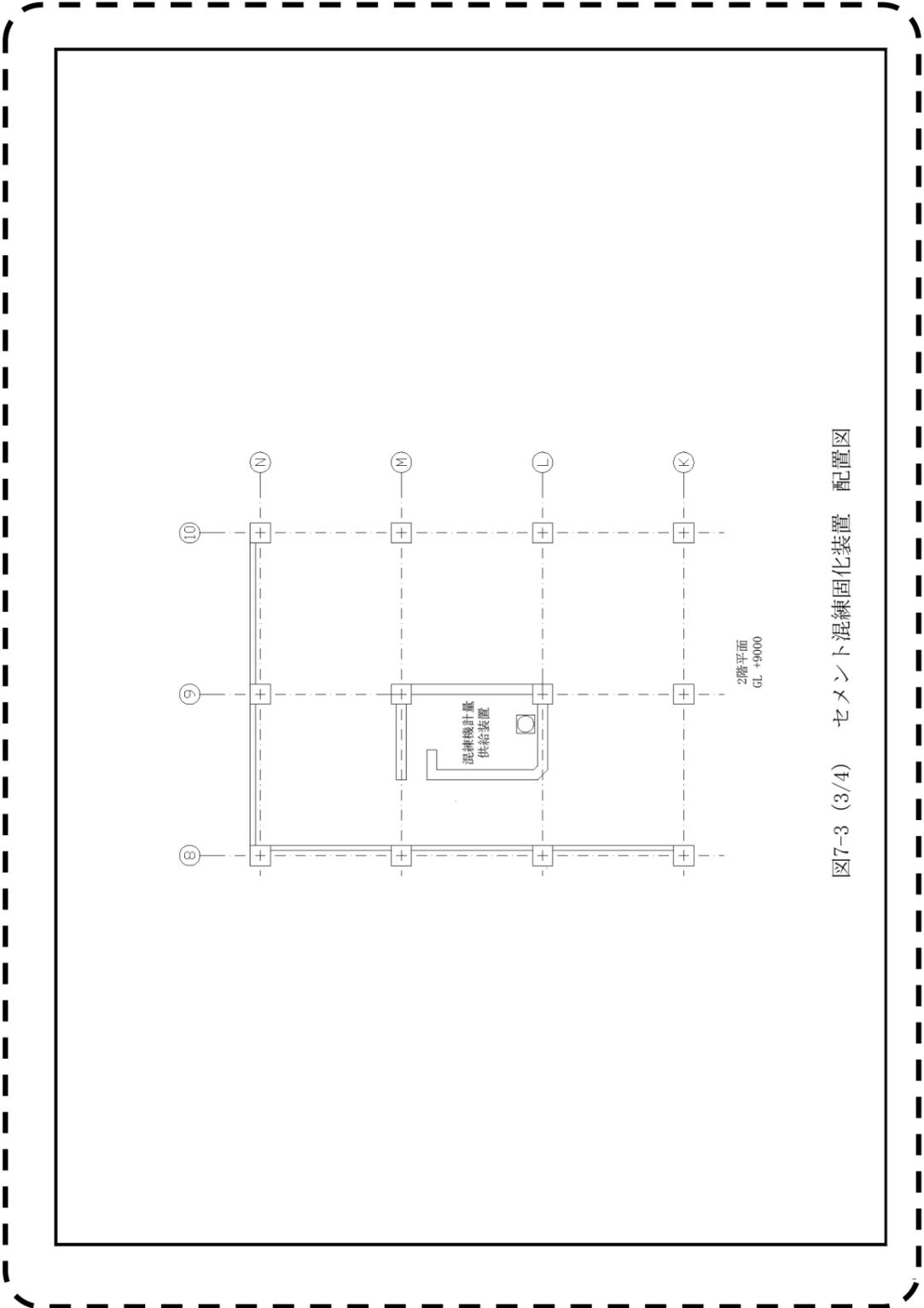
注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは, 変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
	 <p>図7-3 (1/4) セメント混練固化装置 配置図</p> <p>1階平面 GL+0</p>	<p>・配置図の追加</p>

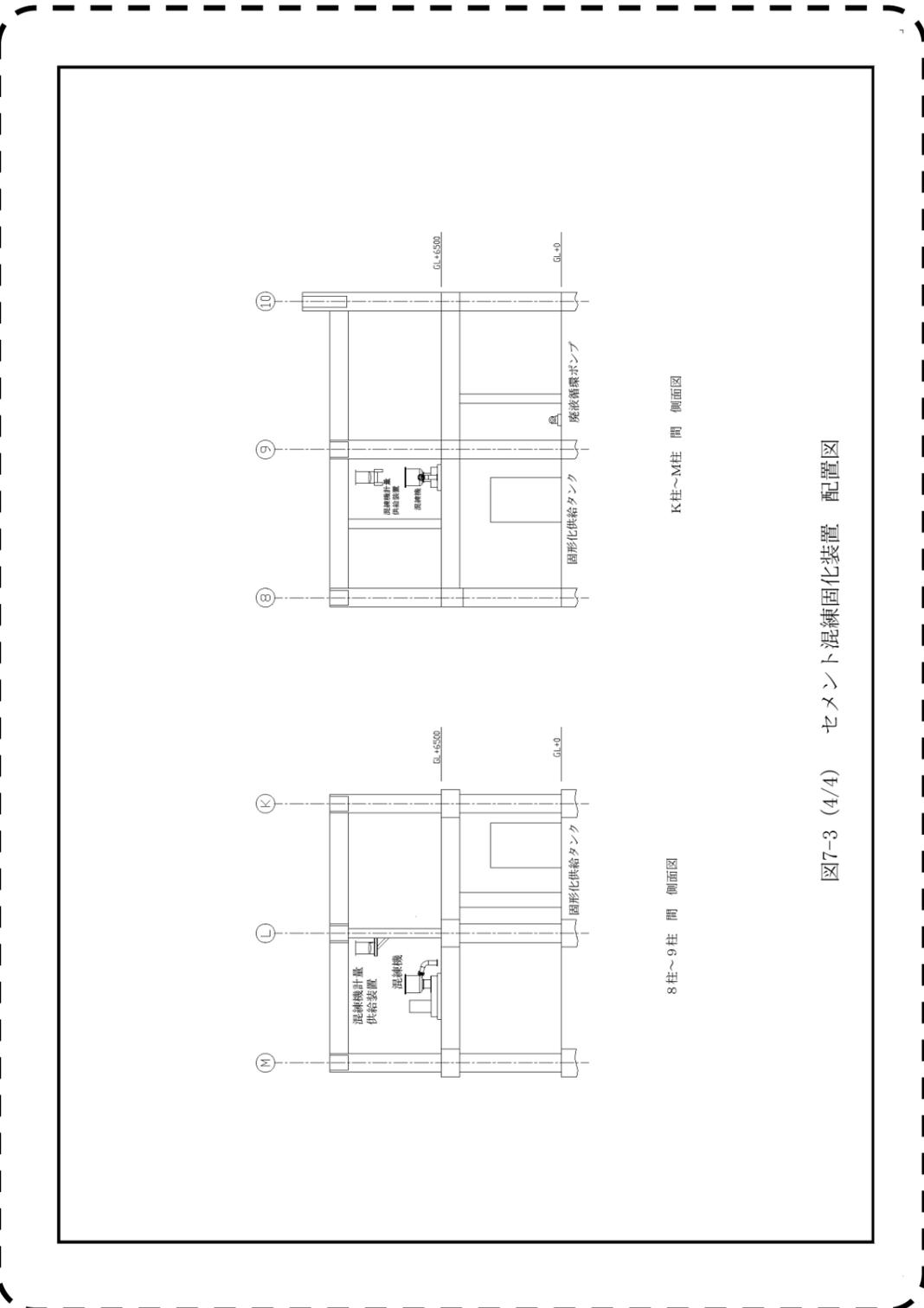
注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
		<p>・配置図の追加</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
	 <p style="text-align: right;">2階平面 GL +9000</p> <p style="text-align: right;">図7-3 (3/4) セメント混練固化装置 配置図</p>	<p>・配置図の追加</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
	 <p style="text-align: center;">図7-3 (4/4) セメント混練固化装置 配置図</p>	<p>・配置図の追加</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
	<p style="text-align: center;">(廃液循環ポンプ) (混練機計量供給装置) (混練機) (主配管)</p> <p style="text-align: center;">(工場) (現地)</p> <p style="text-align: center;">【記号】 材：材料検査 寸：寸法検査 外：外観検査 据：据付検査 耐：耐圧漏えい検査 機：機能検査</p> <p style="text-align: center;">図 7-4 セメント混練固化装置工事の方法</p>	<p>・工事の方法の追加</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考																																				
	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度 項目</th> <th style="width: 15%;">2021年度</th> <th style="width: 15%;">2022年度</th> <th style="width: 15%;">2023年度</th> <th style="width: 15%;">2024年度</th> <th style="width: 15%;">2025年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製作設計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>装置製作</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工設計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>据付 (試運転, 検査含)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>供用開始 (廃棄体作製)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">工程は作業状況等により前後することもあり得る。</p> <p style="text-align: center;">図 7-5 セメント混練固化装置設置工事工程</p> </div>	年度 項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	製作設計						装置製作						施工設計						据付 (試運転, 検査含)						供用開始 (廃棄体作製)						<p>・追加 (図 7-1 より変更)</p>
年度 項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度																																	
製作設計																																						
装置製作																																						
施工設計																																						
据付 (試運転, 検査含)																																						
供用開始 (廃棄体作製)																																						

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備 考
<p style="text-align: center;">添付書類 6</p> <p>廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びに その性能を維持すべき期間に関する説明書</p>	<p style="text-align: center;">添付書類 6</p> <p>廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びに その性能を維持すべき期間に関する説明書</p>	<p>・変更なし</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
<p>1. 概要</p> <p>廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設(以下「性能維持施設」という。)は、「5.1 廃止措置の基本方針」に基づき、公衆及び放射線業務従事者の被ばくの低減を図るとともに、使用済燃料の貯蔵のための管理、汚染の除去工事、解体撤去工事及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄作業等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間、所要の性能及び必要な機能を維持管理する。なお、廃止措置期間中の工事の進捗状況に応じて段階的に性能を変更する必要がある場合には、要求されている機能に支障を及ぼさないこととする。</p> <p>また、廃止措置のために導入する装置については、漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策の安全確保のための機能が要求を満足するよう、適切な設計を行うとともに、製作・施工の適切な時期に試験又は検査を実施し、必要な性能を満足していることを確認していく。</p> <p>これらの設備・機器等の性能については、定期的に点検等で確認していくこととし、また、その結果については、適切な基準と照らし合わせて評価し、経年変化等による性能低下又はそのおそれのある場合には、その対象機器等について、必要な性能を満足するために、その都度、適宜更新することとする。</p> <p>これら性能維持施設の維持管理に関しては、「新型転換炉原型炉施設 原子炉施設保安規定」(以下「保安規定」という。)に管理の方法を定めて、これに基づき実施することとする。</p> <p>2. 性能維持施設の維持管理に関する内容</p> <p>性能維持施設に対し、維持すべき性能、並びに維持すべき期間を「6 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設」の表 6-1 に示す。</p> <p>以下に、性能維持施設の維持管理の考え方について示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋及び構築物について 	<p>1. 概要</p> <p>廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設(以下「性能維持施設」という。)は、「5.1 廃止措置の基本方針」に基づき、公衆及び放射線業務従事者の被ばくの低減を図るとともに、使用済燃料の貯蔵のための管理、汚染の除去工事、解体撤去工事及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄作業等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間、所要の性能及び必要な機能を維持管理する。なお、廃止措置期間中の工事の進捗状況に応じて段階的に性能を変更する必要がある場合には、要求されている機能に支障を及ぼさないこととする。</p> <p>また、廃止措置のために導入する装置については、漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策の安全確保のための機能が要求を満足するよう、適切な設計を行うとともに、製作・施工の適切な時期に試験又は検査を実施し、必要な性能を満足していることを確認していく。</p> <p>これらの設備・機器等の性能については、定期的に点検等で確認していくこととし、また、その結果については、適切な基準と照らし合わせて評価し、経年変化等による性能低下又はそのおそれのある場合には、その対象機器等について、必要な性能を満足するために、その都度、適宜更新することとする。</p> <p>これら性能維持施設の維持管理に関しては、「新型転換炉原型炉施設 原子炉施設保安規定」(以下「保安規定」という。)に管理の方法を定めて、これに基づき実施することとする。</p> <p>2. 性能維持施設の維持管理に関する内容</p> <p>性能維持施設に対し、維持すべき性能、並びに維持すべき期間を「6 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設」の表 6-1 に示す。</p> <p>以下に、性能維持施設の維持管理の考え方について示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋及び構築物について 	<p>・変更なし</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
<p>は、これらの系統及び機器が撤去されるまでの間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能及びその性能並びに拡散防止機能を維持管理する。特に、建屋の一部の壁においては、圧縮強度が設計基準強度を下回るデータが得られていることを考慮して、廃止措置期間中においても各建屋の巡視及び点検等を継続実施していくこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設については、使用済燃料搬出完了まで、使用済燃料の未臨界維持、貯蔵、遮へい、浄化等の各機能及びその性能を維持管理する。なお、別添資料1の「使用済燃料貯蔵プールの水溫評価について」に示すとおり、使用済燃料を貯蔵した状態で除熱機能を有する設備を停止しても、使用済燃料貯蔵プールの水溫が原子炉設置許可申請書に記載の余熱除去系の機能維持が必要となる 52℃及び上限値である 66℃を超えないことを確認したことから、使用済燃料貯蔵設備の除熱機能に係る設備を供用終了とした。 放射性廃棄物の廃棄施設については、気体廃棄物及び液体廃棄物を適切に処理・放出するため、放出低減等の各機能及びその性能を維持管理する。また、固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため、貯蔵等の各機能及びその性能を維持管理する。 放射線管理施設については、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために、放射線監視、測定等の各機能及びその性能を維持管理する。 換気設備については、①使用済燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理、②放射線業務従事者の被ばく低減、③解体撤去工事に伴い放射性粉じんが 	<p>は、これらの系統及び機器が撤去されるまでの間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能及びその性能並びに拡散防止機能を維持管理する。特に、建屋の一部の壁においては、圧縮強度が設計基準強度を下回るデータが得られていることを考慮して、廃止措置期間中においても各建屋の巡視及び点検等を継続実施していくこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設については、使用済燃料搬出完了まで、使用済燃料の未臨界維持、貯蔵、遮へい、浄化等の各機能及びその性能を維持管理する。なお、別添資料1の「使用済燃料貯蔵プールの水溫評価について」に示すとおり、使用済燃料を貯蔵した状態で除熱機能を有する設備を停止しても、使用済燃料貯蔵プールの水溫が原子炉設置許可申請書に記載の余熱除去系の機能維持が必要となる 52℃及び上限値である 66℃を超えないことを確認したことから、使用済燃料貯蔵設備の除熱機能に係る設備を供用終了とした。 放射性廃棄物の廃棄施設については、気体廃棄物及び液体廃棄物を適切に処理・放出するため、放出低減等の各機能及びその性能を維持管理する。また、固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため、貯蔵等の各機能及びその性能を維持管理する。<u>なお、新たに設置するセメント混練固化装置の技術基準への適合性について、別添資料2『『研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則』への適合性確認』に示す。</u> 放射線管理施設については、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために、放射線監視、測定等の各機能及びその性能を維持管理する。 換気設備については、①使用済燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理、②放射線業務従事者の被ばく低減、③解体撤去工事に伴い放射性粉じんが 	<p>・セメント混練固化装置の技術基準への適合性について追記</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
<p>発生する場合において、建屋内の空気浄化、放出低減、拡散防止の各機能及びその性能を維持管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電源設備については、解体中の原子炉施設の安全確保上必要な場合、適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される機能及びその性能を維持管理する。なお、ディーゼル発電機については、使用済燃料の安全貯蔵に係る非常用電源としての目的が終了したことから供用を終了し、商用電源喪失時の電源供給のために新たに予備電源装置（空冷式）を設置し、維持管理する。さらに、商用電源である受電系統については、275kV から 77kV に切り替えるとともに、275kV は供用終了とする。 その他の安全確保上必要な設備（消火設備等）については、それぞれの設備に要求される機能及びその性能を維持管理する。 燃料移送機を除く燃料移送装置については、燃料等の取扱対象物の交換プールから使用済燃料貯蔵プールへの移送が完了したため、供用終了とした。また、重水の抜出しが完了した重水貯槽及び劣化重水貯槽についても、供用終了とした。 <u>原子炉補機冷却系については、別添資料 2「原子炉補機冷却系代替冷却装置の設置」に示すとおり代替冷却装置を設置し、設備ごとに維持管理する。</u> <p>3. 検査・校正（変更なし）</p> <p>4. その他の安全対策（変更なし）</p>	<p>発生する場合において、建屋内の空気浄化、放出低減、拡散防止の各機能及びその性能を維持管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電源設備については、解体中の原子炉施設の安全確保上必要な場合、適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される機能及びその性能を維持管理する。なお、ディーゼル発電機については、使用済燃料の安全貯蔵に係る非常用電源としての目的が終了したことから供用を終了し、商用電源喪失時の電源供給のために新たに予備電源装置（空冷式）を設置し、維持管理する。さらに、商用電源である受電系統については、275kV から 77kV に切り替えるとともに、275kV は供用終了とする。 その他の安全確保上必要な設備（消火設備等）については、それぞれの設備に要求される機能及びその性能を維持管理する。 燃料移送機を除く燃料移送装置については、燃料等の取扱対象物の交換プールから使用済燃料貯蔵プールへの移送が完了したため、供用終了とした。また、重水の抜出しが完了した重水貯槽及び劣化重水貯槽についても、供用終了とした。 <p>3. 検査・校正（変更なし）</p> <p>4. その他の安全対策（変更なし）</p>	<p>・ 変更認可申請を取 下げることから削除</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
<p style="text-align: right;">別添資料 1</p> <p style="text-align: center;">使用済燃料貯蔵プール水温評価について</p> <p>「ふげん」では、使用済燃料が十分な期間にわたり冷却されているものとする原子力規制委員会の告示の施行（平成 28 年 4 月 1 日）を受け、使用済燃料の崩壊熱が十分低いことの確認を得ている。</p> <p>このような背景も踏まえ、廃止措置を進める「ふげん」の維持管理の適切性に資する観点から、プール水冷却浄化系の除熱機能及び後備冷却機能である余熱除去系の停止に係る検討を行った。</p> <p>本検討においては、プール水冷却浄化系の除熱機能を停止した状態で使用済燃料貯蔵プール水温の変化を実測及び解析のそれぞれの方法により確認し、プール水温は、原子炉設置許可申請書に記載の余熱除去系の機能維持が必要となる 52 ℃及び上限値である 66 ℃を超えることがないことを評価した。</p> <p>1. プール水温に係る実測評価～4. 結論（変更なし）</p>	<p style="text-align: right;">別添資料 1</p> <p style="text-align: center;">使用済燃料貯蔵プール水温評価について</p> <p>「ふげん」では、使用済燃料が十分な期間にわたり冷却されているものとする原子力規制委員会の告示の施行（平成 28 年 4 月 1 日）を受け、使用済燃料の崩壊熱が十分低いことの確認を得ている。</p> <p>このような背景も踏まえ、廃止措置を進める「ふげん」の維持管理の適切性に資する観点から、プール水冷却浄化系の除熱機能及び後備冷却機能である余熱除去系の停止に係る検討を行った。</p> <p>本検討においては、プール水冷却浄化系の除熱機能を停止した状態で使用済燃料貯蔵プール水温の変化を実測及び解析のそれぞれの方法により確認し、プール水温は、原子炉設置許可申請書に記載の余熱除去系の機能維持が必要となる 52 ℃及び上限値である 66 ℃を超えることがないことを評価した。</p> <p>1. プール水温に係る実測評価～4. 結論（変更なし）</p>	<p>・変更なし</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
<p style="text-align: right;"><u>別添資料 2</u></p> <p style="text-align: center;"><u>原子炉補機冷却系代替冷却装置の設置</u></p> <p>1. 目的</p> <p>「ふげん」原子炉補機冷却系については、原子炉運転中と比較して廃止措置以降除熱対象機器が減少してきている。この背景を踏まえ、維持管理の適切性に資する観点から、以下の除熱対象機器について代替冷却装置を設置し、設備ごとに維持管理する。原子炉補機冷却系代替冷却装置設置工事工程を別図-1 に示す。</p> <p>(1) <u>蒸発濃縮装置濃縮器復水器</u></p> <p>(2) <u>中央制御室換気系</u></p> <p>(3) <u>床ドレン収集ポンプ</u></p> <p>(4) <u>廃液収集ポンプ</u></p> <p>(5) <u>プール水冷却浄化系循環ポンプ</u></p> <p>2. 代替冷却装置の概要</p> <p>2.1 <u>冷却塔による代替冷却装置</u></p> <p>2.1.1 <u>蒸発濃縮装置濃縮器復水器</u></p> <p>(1) <u>系統構成</u></p> <p>蒸発濃縮装置濃縮器復水器用代替冷却装置は、密閉型冷却塔、冷却水循環ポンプ等により構成する。また、冷却水は処理廃液より高い圧力で蒸発濃縮装置濃縮器復水器を循環する系統構成とし、冷却水流量が規定量より低下した場合には、蒸発濃縮装置を自動停止する。</p> <p>蒸発濃縮装置濃縮器復水器用代替冷却装置概略系統図を別図-2 に示す。</p> <p>なお、蒸発濃縮装置濃縮器復水器の冷却水入口配管及び出口配管の一部については既設を供用する。</p>	<p>(削る)</p>	<p>・変更認可申請を取 下げることから削除</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
<p>(2) <u>代替冷却装置</u></p> <p><u>蒸発濃縮装置濃縮器復水器に対する原子炉補機冷却水の除熱量は、設計上 2,466,025 kJ/h (589,000 kcal/h) であることから、同等以上の冷却能力を有する装置を設置する。</u></p> <p>(3) <u>設置場所</u></p> <p><u>原子炉補助建屋内（廃棄物処理室）及び屋外（原子炉補助建屋屋上）</u></p> <p>2.1.2 <u>中央制御室換気系</u></p> <p>(1) <u>系統構成</u></p> <p><u>中央制御室換気系用代替冷却装置は、開放型冷却塔、冷却水循環ポンプ等により構成する。また、冷却水は中央制御室換気系冷凍機を循環する系統構成とし、冷却水流量が規定量より低下した場合には、冷凍機を自動停止する。</u></p> <p><u>中央制御室換気系用代替冷却装置概略系統図を別図-3 に示す。なお、中央制御室換気系冷凍機の冷却水入口配管及び出口配管の一部については既設を供用する。</u></p> <p>(2) <u>代替冷却装置</u></p> <p><u>中央制御室換気系の冷凍機に対する原子炉補機冷却水の除熱量は、設計上 1,528,182 kJ/h (365,000 kcal/h) であることから、同等以上の冷却能力を有する装置を設置する。</u></p> <p>(3) <u>設置場所</u></p> <p><u>原子炉補助建屋内（保全区域）及び屋外（原子炉補助建屋屋上）</u></p> <p>2.2 <u>冷却水循環装置による代替冷却装置</u></p> <p>2.2.1 <u>床ドレン収集ポンプ、廃液収集ポンプ</u></p> <p>(1) <u>系統構成</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>・変更認可申請を取 下げることから削除</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
<p><u>床ドレン収集ポンプ及び廃液収集ポンプ用代替冷却装置は、冷凍機及び循環ポンプを内蔵した冷却水循環装置等により構成する。</u></p> <p><u>床ドレン収集ポンプ及び廃液収集ポンプ用代替冷却装置概略系統図を別図-4に示す。なお、床ドレン収集ポンプ及び廃液収集ポンプの冷却水入口配管及び出口配管の一部については既設を供用する。</u></p> <p>(2) <u>代替冷却装置</u></p> <p><u>床ドレン収集ポンプ及び廃液収集ポンプのジャケットは、設計上 35℃以下の原子炉補機冷却水 1.1m³/h/個を通水することが要求されていることから、同等以上の能力を有する装置を設置する。</u></p> <p>(3) <u>設置場所</u></p> <p><u>原子炉補助建屋内（廃棄物処理室地下1階）</u></p> <p>2.2.2 <u>プール水冷却浄化系循環ポンプ</u></p> <p>(1) <u>系統構成</u></p> <p><u>プール水冷却浄化系循環ポンプ用代替冷却装置は、冷凍機及び循環ポンプを内蔵した冷却水循環装置等により構成する。</u></p> <p><u>プール水冷却浄化系循環ポンプ用代替冷却装置概略系統図を別図-5に示す。なお、プール水冷却浄化系循環ポンプの冷却水入口配管及び出口配管の一部については既設を供用する。</u></p> <p>(2) <u>代替冷却装置</u></p> <p><u>プール水冷却浄化系循環ポンプの軸受は、設計上 35℃以下の原子炉補機冷却水 0.8m³/h/個を通水することが要求されていることから、同等以上の能力を有する装置を設置する。</u></p> <p>(3) <u>設置場所</u></p> <p><u>原子炉補助建屋内（原子炉補機室地下2階）</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>・変更認可申請を取 下げることから削除</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前				補正後				備考																																
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">別図-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="writing-mode: vertical-rl;">年度</th> <th style="writing-mode: vertical-rl;">2021年度</th> <th style="writing-mode: vertical-rl;">2022年度</th> <th style="writing-mode: vertical-rl;">2023年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">冷却塔による代替冷却装置 設計・製作</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">据付 (鉄運転、検査含)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">供用開始</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">冷却水循環装置による代替冷却装置 設計・製作</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">据付 (鉄運転、検査含)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">供用開始</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">原子炉補機冷却系代替冷却装置設置工事工程</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">工程は作業状況等により前後することもあり得る。</p> </div>				年度	2021年度	2022年度	2023年度	項目				冷却塔による代替冷却装置 設計・製作				据付 (鉄運転、検査含)				供用開始				冷却水循環装置による代替冷却装置 設計・製作				据付 (鉄運転、検査含)				供用開始				(削る)				<p>・変更認可申請を取 下げることから削除</p>
				年度	2021年度	2022年度	2023年度																																	
項目																																								
冷却塔による代替冷却装置 設計・製作																																								
据付 (鉄運転、検査含)																																								
供用開始																																								
冷却水循環装置による代替冷却装置 設計・製作																																								
据付 (鉄運転、検査含)																																								
供用開始																																								

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
<p style="text-align: center;">別図-2</p> <p style="text-align: center;">蒸発濃縮装置復水器用代替冷却装置概略系統図</p>	<p>(削る)</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更認可申請を取 下げることから削除

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
<p style="text-align: center;">別図-3</p> <p style="text-align: center;">中央制御室換気系用代替冷却装置概略系統図</p>	<p>(削る)</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更認可申請を取下げることから削除

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
<p style="text-align: right;">別図-5</p> <p style="text-align: center;">プール水冷却浄化系循環ポンプ用代替冷却装置概略系統図</p>	<p>(削る)</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更認可申請を取下げることから削除

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考																																																																																																											
	<p style="text-align: right;">別添資料 2</p> <p>「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」への適合性確認</p> <p>セメント混練固化装置の設計及び工事の方法に対して、「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に掲げる技術上の基準へ適合すべき項目は、以下に示すとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1400 625 2421 1877"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">技術基準の条項</th> <th colspan="2">評価の必要性の有無</th> <th rowspan="2">適合性</th> </tr> <tr> <th>有・無</th> <th>項・号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">第一章 総則</td> </tr> <tr> <td>第一条</td> <td>適用範囲</td> <td>二</td> <td>二</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>第二条</td> <td>定義</td> <td>二</td> <td>二</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>第三条</td> <td>特殊な設計による発電用原子炉施設</td> <td>無</td> <td>二</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>第三条の二</td> <td>廃止措置中の発電用原子炉施設</td> <td>有</td> <td>第1項</td> <td>別紙 1-1</td> </tr> <tr> <td colspan="5">第二章 設計基準対象施設</td> </tr> <tr> <td>第四条</td> <td>設計基準対象施設の地盤</td> <td>無</td> <td>二</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>第五条</td> <td>地震による損傷の防止</td> <td>有</td> <td>第1項</td> <td>別紙 1-2</td> </tr> <tr> <td>第六条</td> <td>津波による損傷の防止</td> <td>無</td> <td>二</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>第七条</td> <td>外部からの衝撃による損傷の防止</td> <td>無</td> <td>二</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>第八条</td> <td>立入りの防止</td> <td>無</td> <td>二</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>第九条</td> <td>発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</td> <td>無</td> <td>二</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>第十条</td> <td>急傾斜地の崩壊の防止</td> <td>無</td> <td>二</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>第十一条</td> <td>火災による損傷の防止</td> <td>無</td> <td>二</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>第十二条</td> <td>発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止</td> <td>無</td> <td>二</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>第十三条</td> <td>安全避難通路等</td> <td>無</td> <td>二</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>第十四条</td> <td>安全設備</td> <td>無</td> <td>二</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>第十五条</td> <td>設計基準対象施設の機能等</td> <td>有</td> <td>第2項</td> <td>別紙 1-3</td> </tr> <tr> <td>第十六条</td> <td>全交流動力電源喪失対策設備</td> <td>無</td> <td>二</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>第十七条</td> <td>材料及び構造</td> <td>有</td> <td>第1項</td> <td>別紙 1-4</td> </tr> </tbody> </table>	技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	有・無	項・号	第一章 総則					第一条	適用範囲	二	二	二	第二条	定義	二	二	二	第三条	特殊な設計による発電用原子炉施設	無	二	二	第三条の二	廃止措置中の発電用原子炉施設	有	第1項	別紙 1-1	第二章 設計基準対象施設					第四条	設計基準対象施設の地盤	無	二	二	第五条	地震による損傷の防止	有	第1項	別紙 1-2	第六条	津波による損傷の防止	無	二	二	第七条	外部からの衝撃による損傷の防止	無	二	二	第八条	立入りの防止	無	二	二	第九条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	無	二	二	第十条	急傾斜地の崩壊の防止	無	二	二	第十一条	火災による損傷の防止	無	二	二	第十二条	発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	無	二	二	第十三条	安全避難通路等	無	二	二	第十四条	安全設備	無	二	二	第十五条	設計基準対象施設の機能等	有	第2項	別紙 1-3	第十六条	全交流動力電源喪失対策設備	無	二	二	第十七条	材料及び構造	有	第1項	別紙 1-4	<p>・セメント混練固化装置の技術基準への適合性確認を追加</p>
技術基準の条項				評価の必要性の有無			適合性																																																																																																						
		有・無	項・号																																																																																																										
第一章 総則																																																																																																													
第一条	適用範囲	二	二	二																																																																																																									
第二条	定義	二	二	二																																																																																																									
第三条	特殊な設計による発電用原子炉施設	無	二	二																																																																																																									
第三条の二	廃止措置中の発電用原子炉施設	有	第1項	別紙 1-1																																																																																																									
第二章 設計基準対象施設																																																																																																													
第四条	設計基準対象施設の地盤	無	二	二																																																																																																									
第五条	地震による損傷の防止	有	第1項	別紙 1-2																																																																																																									
第六条	津波による損傷の防止	無	二	二																																																																																																									
第七条	外部からの衝撃による損傷の防止	無	二	二																																																																																																									
第八条	立入りの防止	無	二	二																																																																																																									
第九条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	無	二	二																																																																																																									
第十条	急傾斜地の崩壊の防止	無	二	二																																																																																																									
第十一条	火災による損傷の防止	無	二	二																																																																																																									
第十二条	発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	無	二	二																																																																																																									
第十三条	安全避難通路等	無	二	二																																																																																																									
第十四条	安全設備	無	二	二																																																																																																									
第十五条	設計基準対象施設の機能等	有	第2項	別紙 1-3																																																																																																									
第十六条	全交流動力電源喪失対策設備	無	二	二																																																																																																									
第十七条	材料及び構造	有	第1項	別紙 1-4																																																																																																									

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後				備考																																																																																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1397 275 1991 386">技術基準の条項</th> <th colspan="2" data-bbox="1991 275 2267 317">評価の必要性の有無</th> <th data-bbox="2267 275 2415 317">適合性</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1397 317 1581 386"></th> <th data-bbox="1581 317 1991 386"></th> <th data-bbox="1991 317 2110 386">有・無</th> <th data-bbox="2110 317 2267 386">項・号</th> <th data-bbox="2267 317 2415 386"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1397 386 1581 443">第十八条</td> <td data-bbox="1581 386 1991 443"><u>流体振動等による損傷の防止</u></td> <td data-bbox="1991 386 2110 443">無</td> <td data-bbox="2110 386 2267 443">二</td> <td data-bbox="2267 386 2415 443">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 443 1581 499">第十九条</td> <td data-bbox="1581 443 1991 499">安全弁等</td> <td data-bbox="1991 443 2110 499">無</td> <td data-bbox="2110 443 2267 499">二</td> <td data-bbox="2267 443 2415 499">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 499 1581 556">第二十条</td> <td data-bbox="1581 499 1991 556">耐圧試験等</td> <td data-bbox="1991 499 2110 556">有</td> <td data-bbox="2110 499 2267 556">第1項</td> <td data-bbox="2267 499 2415 556">別紙1-5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 556 1581 613">第二十一条</td> <td data-bbox="1581 556 1991 613">監視試験片</td> <td data-bbox="1991 556 2110 613">無</td> <td data-bbox="2110 556 2267 613">二</td> <td data-bbox="2267 556 2415 613">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 613 1581 669">第二十二条</td> <td data-bbox="1581 613 1991 669">炉心等</td> <td data-bbox="1991 613 2110 669">無</td> <td data-bbox="2110 613 2267 669">二</td> <td data-bbox="2267 613 2415 669">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 669 1581 726">第二十三条</td> <td data-bbox="1581 669 1991 726">熱遮蔽材</td> <td data-bbox="1991 669 2110 726">無</td> <td data-bbox="2110 669 2267 726">二</td> <td data-bbox="2267 669 2415 726">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 726 1581 783">第二十四条</td> <td data-bbox="1581 726 1991 783">一次冷却材等</td> <td data-bbox="1991 726 2110 783">無</td> <td data-bbox="2110 726 2267 783">二</td> <td data-bbox="2267 726 2415 783">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 783 1581 840">第二十五条</td> <td data-bbox="1581 783 1991 840">燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備</td> <td data-bbox="1991 783 2110 840">無</td> <td data-bbox="2110 783 2267 840">二</td> <td data-bbox="2267 783 2415 840">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 840 1581 896">第二十六条</td> <td data-bbox="1581 840 1991 896">原子炉冷却材圧力バウンダリ等</td> <td data-bbox="1991 840 2110 896">無</td> <td data-bbox="2110 840 2267 896">二</td> <td data-bbox="2267 840 2415 896">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 896 1581 953">第二十七条</td> <td data-bbox="1581 896 1991 953">原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等</td> <td data-bbox="1991 896 2110 953">無</td> <td data-bbox="2110 896 2267 953">二</td> <td data-bbox="2267 896 2415 953">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 953 1581 1010">第二十八条</td> <td data-bbox="1581 953 1991 1010">一次冷却材処理装置</td> <td data-bbox="1991 953 2110 1010">無</td> <td data-bbox="2110 953 2267 1010">二</td> <td data-bbox="2267 953 2415 1010">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1010 1581 1066">第二十九条</td> <td data-bbox="1581 1010 1991 1066">逆止め弁</td> <td data-bbox="1991 1010 2110 1066">無</td> <td data-bbox="2110 1010 2267 1066">二</td> <td data-bbox="2267 1010 2415 1066">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1066 1581 1123">第三十条</td> <td data-bbox="1581 1066 1991 1123">蒸気タービン</td> <td data-bbox="1991 1066 2110 1123">無</td> <td data-bbox="2110 1066 2267 1123">二</td> <td data-bbox="2267 1066 2415 1123">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1123 1581 1180">第三十一条</td> <td data-bbox="1581 1123 1991 1180">非常用炉心冷却設備</td> <td data-bbox="1991 1123 2110 1180">無</td> <td data-bbox="2110 1123 2267 1180">二</td> <td data-bbox="2267 1123 2415 1180">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1180 1581 1236">第三十二条</td> <td data-bbox="1581 1180 1991 1236">循環設備等</td> <td data-bbox="1991 1180 2110 1236">無</td> <td data-bbox="2110 1180 2267 1236">二</td> <td data-bbox="2267 1180 2415 1236">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1236 1581 1293">第三十三条</td> <td data-bbox="1581 1236 1991 1293">計測装置</td> <td data-bbox="1991 1236 2110 1293">無</td> <td data-bbox="2110 1236 2267 1293">二</td> <td data-bbox="2267 1236 2415 1293">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1293 1581 1350">第三十四条</td> <td data-bbox="1581 1293 1991 1350">安全保護装置</td> <td data-bbox="1991 1293 2110 1350">無</td> <td data-bbox="2110 1293 2267 1350">二</td> <td data-bbox="2267 1293 2415 1350">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1350 1581 1407">第三十五条</td> <td data-bbox="1581 1350 1991 1407">反応度制御系統及び原子炉停止系統</td> <td data-bbox="1991 1350 2110 1407">無</td> <td data-bbox="2110 1350 2267 1407">二</td> <td data-bbox="2267 1350 2415 1407">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1407 1581 1463">第三十六条</td> <td data-bbox="1581 1407 1991 1463">制御材駆動装置</td> <td data-bbox="1991 1407 2110 1463">無</td> <td data-bbox="2110 1407 2267 1463">二</td> <td data-bbox="2267 1407 2415 1463">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1463 1581 1520">第三十七条</td> <td data-bbox="1581 1463 1991 1520">原子炉制御室等</td> <td data-bbox="1991 1463 2110 1520">無</td> <td data-bbox="2110 1463 2267 1520">二</td> <td data-bbox="2267 1463 2415 1520">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1520 1581 1759">第三十八条</td> <td data-bbox="1581 1520 1991 1759">廃棄物処理設備等</td> <td data-bbox="1991 1520 2110 1759">有</td> <td data-bbox="2110 1520 2267 1759">第1項 第2号 第3号 第2項 第1号 第2号 第3号</td> <td data-bbox="2267 1520 2415 1759">別紙1-6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1759 1581 1816">第三十九条</td> <td data-bbox="1581 1759 1991 1816">廃棄物貯蔵設備等</td> <td data-bbox="1991 1759 2110 1816">無</td> <td data-bbox="2110 1759 2267 1816">二</td> <td data-bbox="2267 1759 2415 1816">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1816 1581 1873">第四十条</td> <td data-bbox="1581 1816 1991 1873">放射性物質による汚染の防止</td> <td data-bbox="1991 1816 2110 1873">無</td> <td data-bbox="2110 1816 2267 1873">二</td> <td data-bbox="2267 1816 2415 1873">二</td> </tr> </tbody> </table>				技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性			有・無	項・号		第十八条	<u>流体振動等による損傷の防止</u>	無	二	二	第十九条	安全弁等	無	二	二	第二十条	耐圧試験等	有	第1項	別紙1-5	第二十一条	監視試験片	無	二	二	第二十二条	炉心等	無	二	二	第二十三条	熱遮蔽材	無	二	二	第二十四条	一次冷却材等	無	二	二	第二十五条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	無	二	二	第二十六条	原子炉冷却材圧力バウンダリ等	無	二	二	第二十七条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	無	二	二	第二十八条	一次冷却材処理装置	無	二	二	第二十九条	逆止め弁	無	二	二	第三十条	蒸気タービン	無	二	二	第三十一条	非常用炉心冷却設備	無	二	二	第三十二条	循環設備等	無	二	二	第三十三条	計測装置	無	二	二	第三十四条	安全保護装置	無	二	二	第三十五条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	無	二	二	第三十六条	制御材駆動装置	無	二	二	第三十七条	原子炉制御室等	無	二	二	第三十八条	廃棄物処理設備等	有	第1項 第2号 第3号 第2項 第1号 第2号 第3号	別紙1-6	第三十九条	廃棄物貯蔵設備等	無	二	二	第四十条	放射性物質による汚染の防止	無	二	二	<p>・セメント混練固化装置の技術基準への適合性確認を追加</p>
技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性																																																																																																																														
		有・無	項・号																																																																																																																															
第十八条	<u>流体振動等による損傷の防止</u>	無	二	二																																																																																																																														
第十九条	安全弁等	無	二	二																																																																																																																														
第二十条	耐圧試験等	有	第1項	別紙1-5																																																																																																																														
第二十一条	監視試験片	無	二	二																																																																																																																														
第二十二条	炉心等	無	二	二																																																																																																																														
第二十三条	熱遮蔽材	無	二	二																																																																																																																														
第二十四条	一次冷却材等	無	二	二																																																																																																																														
第二十五条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	無	二	二																																																																																																																														
第二十六条	原子炉冷却材圧力バウンダリ等	無	二	二																																																																																																																														
第二十七条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	無	二	二																																																																																																																														
第二十八条	一次冷却材処理装置	無	二	二																																																																																																																														
第二十九条	逆止め弁	無	二	二																																																																																																																														
第三十条	蒸気タービン	無	二	二																																																																																																																														
第三十一条	非常用炉心冷却設備	無	二	二																																																																																																																														
第三十二条	循環設備等	無	二	二																																																																																																																														
第三十三条	計測装置	無	二	二																																																																																																																														
第三十四条	安全保護装置	無	二	二																																																																																																																														
第三十五条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	無	二	二																																																																																																																														
第三十六条	制御材駆動装置	無	二	二																																																																																																																														
第三十七条	原子炉制御室等	無	二	二																																																																																																																														
第三十八条	廃棄物処理設備等	有	第1項 第2号 第3号 第2項 第1号 第2号 第3号	別紙1-6																																																																																																																														
第三十九条	廃棄物貯蔵設備等	無	二	二																																																																																																																														
第四十条	放射性物質による汚染の防止	無	二	二																																																																																																																														

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後					備考																																																																																																																																				
	<table border="1" data-bbox="1391 289 2404 1906"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1397 296 1982 394" rowspan="2">技術基準の条項</th> <th colspan="2" data-bbox="1982 296 2255 338">評価の必要性の有無</th> <th data-bbox="2255 296 2398 394" rowspan="2">適合性</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1982 338 2101 394">有・無</th> <th data-bbox="2101 338 2255 394">項・号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1397 405 1576 447">第四十一条</td> <td data-bbox="1576 405 1982 447">生体遮蔽等</td> <td data-bbox="1982 405 2101 447">無</td> <td data-bbox="2101 405 2255 447">二</td> <td data-bbox="2255 405 2398 447">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 457 1576 499">第四十二条</td> <td data-bbox="1576 457 1982 499">換気設備</td> <td data-bbox="1982 457 2101 499">無</td> <td data-bbox="2101 457 2255 499">二</td> <td data-bbox="2255 457 2398 499">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 510 1576 552">第四十三条</td> <td data-bbox="1576 510 1982 552">原子炉格納施設</td> <td data-bbox="1982 510 2101 552">無</td> <td data-bbox="2101 510 2255 552">二</td> <td data-bbox="2255 510 2398 552">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 562 1576 604">第四十四条</td> <td data-bbox="1576 562 1982 604">保安電源設備</td> <td data-bbox="1982 562 2101 604">無</td> <td data-bbox="2101 562 2255 604">二</td> <td data-bbox="2255 562 2398 604">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 615 1576 657">第四十五条</td> <td data-bbox="1576 615 1982 657">緊急時対策所</td> <td data-bbox="1982 615 2101 657">無</td> <td data-bbox="2101 615 2255 657">二</td> <td data-bbox="2255 615 2398 657">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 667 1576 709">第四十六条</td> <td data-bbox="1576 667 1982 709">警報装置等</td> <td data-bbox="1982 667 2101 709">無</td> <td data-bbox="2101 667 2255 709">二</td> <td data-bbox="2255 667 2398 709">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 720 1576 793">第四十七条</td> <td data-bbox="1576 720 1982 793">ナトリウムの漏えいによる影響の防止</td> <td data-bbox="1982 720 2101 793">無</td> <td data-bbox="2101 720 2255 793">二</td> <td data-bbox="2255 720 2398 793">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 804 1576 846">第四十八条</td> <td data-bbox="1576 804 1982 846">ナトリウムの取扱い</td> <td data-bbox="1982 804 2101 846">無</td> <td data-bbox="2101 804 2255 846">二</td> <td data-bbox="2255 804 2398 846">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 856 1576 898">第四十九条</td> <td data-bbox="1576 856 1982 898">カバーガスの取扱い</td> <td data-bbox="1982 856 2101 898">無</td> <td data-bbox="2101 856 2255 898">二</td> <td data-bbox="2255 856 2398 898">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 909 1576 951">第五十条</td> <td data-bbox="1576 909 1982 951">準用</td> <td data-bbox="1982 909 2101 951">無</td> <td data-bbox="2101 909 2255 951">二</td> <td data-bbox="2255 909 2398 951">二</td> </tr> <tr> <td colspan="5" data-bbox="1397 961 2404 1003">第三章 重大事故等対処施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1014 1576 1056">第五十一条</td> <td data-bbox="1576 1014 1982 1056">重大事故等対処施設の地盤</td> <td data-bbox="1982 1014 2101 1056">無</td> <td data-bbox="2101 1014 2255 1056">二</td> <td data-bbox="2255 1014 2398 1056">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1066 1576 1108">第五十二条</td> <td data-bbox="1576 1066 1982 1108">地震による損傷の防止</td> <td data-bbox="1982 1066 2101 1108">無</td> <td data-bbox="2101 1066 2255 1108">二</td> <td data-bbox="2255 1066 2398 1108">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1119 1576 1161">第五十三条</td> <td data-bbox="1576 1119 1982 1161">津波による損傷の防止</td> <td data-bbox="1982 1119 2101 1161">無</td> <td data-bbox="2101 1119 2255 1161">二</td> <td data-bbox="2255 1119 2398 1161">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1171 1576 1213">第五十四条</td> <td data-bbox="1576 1171 1982 1213">火災による損傷の防止</td> <td data-bbox="1982 1171 2101 1213">無</td> <td data-bbox="2101 1171 2255 1213">二</td> <td data-bbox="2255 1171 2398 1213">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1224 1576 1266">第五十五条</td> <td data-bbox="1576 1224 1982 1266">特定重大事故等対処施設</td> <td data-bbox="1982 1224 2101 1266">無</td> <td data-bbox="2101 1224 2255 1266">二</td> <td data-bbox="2255 1224 2398 1266">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1276 1576 1318">第五十六条</td> <td data-bbox="1576 1276 1982 1318">重大事故等対処設備</td> <td data-bbox="1982 1276 2101 1318">無</td> <td data-bbox="2101 1276 2255 1318">二</td> <td data-bbox="2255 1276 2398 1318">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1329 1576 1371">第五十七条</td> <td data-bbox="1576 1329 1982 1371">安全弁等</td> <td data-bbox="1982 1329 2101 1371">無</td> <td data-bbox="2101 1329 2255 1371">二</td> <td data-bbox="2255 1329 2398 1371">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1381 1576 1455">第五十八条</td> <td data-bbox="1576 1381 1982 1455">緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</td> <td data-bbox="1982 1381 2101 1455">無</td> <td data-bbox="2101 1381 2255 1455">二</td> <td data-bbox="2255 1381 2398 1455">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1465 1576 1539">第五十九条</td> <td data-bbox="1576 1465 1982 1539">原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</td> <td data-bbox="1982 1465 2101 1539">無</td> <td data-bbox="2101 1465 2255 1539">二</td> <td data-bbox="2255 1465 2398 1539">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1549 1576 1612">第六十条</td> <td data-bbox="1576 1549 1982 1612">原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</td> <td data-bbox="1982 1549 2101 1612">無</td> <td data-bbox="2101 1549 2255 1612">二</td> <td data-bbox="2255 1549 2398 1612">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1623 1576 1696">第六十一条</td> <td data-bbox="1576 1623 1982 1696">原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</td> <td data-bbox="1982 1623 2101 1696">無</td> <td data-bbox="2101 1623 2255 1696">二</td> <td data-bbox="2255 1623 2398 1696">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1707 1576 1770">第六十二条</td> <td data-bbox="1576 1707 1982 1770">最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備</td> <td data-bbox="1982 1707 2101 1770">無</td> <td data-bbox="2101 1707 2255 1770">二</td> <td data-bbox="2255 1707 2398 1770">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1780 1576 1833">第六十三条</td> <td data-bbox="1576 1780 1982 1833">原子炉格納容器内の冷却等のための設備</td> <td data-bbox="1982 1780 2101 1833">無</td> <td data-bbox="2101 1780 2255 1833">二</td> <td data-bbox="2255 1780 2398 1833">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 1843 1576 1896">第六十四条</td> <td data-bbox="1576 1843 1982 1896">原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</td> <td data-bbox="1982 1843 2101 1896">無</td> <td data-bbox="2101 1843 2255 1896">二</td> <td data-bbox="2255 1843 2398 1896">二</td> </tr> </tbody> </table>					技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	有・無	項・号	第四十一条	生体遮蔽等	無	二	二	第四十二条	換気設備	無	二	二	第四十三条	原子炉格納施設	無	二	二	第四十四条	保安電源設備	無	二	二	第四十五条	緊急時対策所	無	二	二	第四十六条	警報装置等	無	二	二	第四十七条	ナトリウムの漏えいによる影響の防止	無	二	二	第四十八条	ナトリウムの取扱い	無	二	二	第四十九条	カバーガスの取扱い	無	二	二	第五十条	準用	無	二	二	第三章 重大事故等対処施設					第五十一条	重大事故等対処施設の地盤	無	二	二	第五十二条	地震による損傷の防止	無	二	二	第五十三条	津波による損傷の防止	無	二	二	第五十四条	火災による損傷の防止	無	二	二	第五十五条	特定重大事故等対処施設	無	二	二	第五十六条	重大事故等対処設備	無	二	二	第五十七条	安全弁等	無	二	二	第五十八条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	無	二	二	第五十九条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	無	二	二	第六十条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	無	二	二	第六十一条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	無	二	二	第六十二条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	無	二	二	第六十三条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	無	二	二	第六十四条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	無	二	二	<p>・セメント混練固化装置の技術基準への適合性確認を追加</p>
技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性																																																																																																																																						
		有・無	項・号																																																																																																																																							
第四十一条	生体遮蔽等	無	二	二																																																																																																																																						
第四十二条	換気設備	無	二	二																																																																																																																																						
第四十三条	原子炉格納施設	無	二	二																																																																																																																																						
第四十四条	保安電源設備	無	二	二																																																																																																																																						
第四十五条	緊急時対策所	無	二	二																																																																																																																																						
第四十六条	警報装置等	無	二	二																																																																																																																																						
第四十七条	ナトリウムの漏えいによる影響の防止	無	二	二																																																																																																																																						
第四十八条	ナトリウムの取扱い	無	二	二																																																																																																																																						
第四十九条	カバーガスの取扱い	無	二	二																																																																																																																																						
第五十条	準用	無	二	二																																																																																																																																						
第三章 重大事故等対処施設																																																																																																																																										
第五十一条	重大事故等対処施設の地盤	無	二	二																																																																																																																																						
第五十二条	地震による損傷の防止	無	二	二																																																																																																																																						
第五十三条	津波による損傷の防止	無	二	二																																																																																																																																						
第五十四条	火災による損傷の防止	無	二	二																																																																																																																																						
第五十五条	特定重大事故等対処施設	無	二	二																																																																																																																																						
第五十六条	重大事故等対処設備	無	二	二																																																																																																																																						
第五十七条	安全弁等	無	二	二																																																																																																																																						
第五十八条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	無	二	二																																																																																																																																						
第五十九条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	無	二	二																																																																																																																																						
第六十条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	無	二	二																																																																																																																																						
第六十一条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	無	二	二																																																																																																																																						
第六十二条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	無	二	二																																																																																																																																						
第六十三条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	無	二	二																																																																																																																																						
第六十四条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	無	二	二																																																																																																																																						

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後					備考																																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1383 285 1976 394">技術基準の条項</th> <th colspan="2" data-bbox="1976 285 2249 327">評価の必要性の有無</th> <th data-bbox="2249 285 2401 394" rowspan="2">適合性</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1383 327 1567 394"></th> <th data-bbox="1567 327 1976 394"></th> <th data-bbox="1976 327 2095 394">有・無</th> <th data-bbox="2095 327 2249 394">項・号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1383 394 1567 457">第六十五条</td> <td data-bbox="1567 394 1976 457">原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備</td> <td data-bbox="1976 394 2095 457">無</td> <td data-bbox="2095 394 2249 457">二</td> <td data-bbox="2249 394 2401 457">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 457 1567 520">第六十六条</td> <td data-bbox="1567 457 1976 520">水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</td> <td data-bbox="1976 457 2095 520">無</td> <td data-bbox="2095 457 2249 520">二</td> <td data-bbox="2249 457 2401 520">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 520 1567 583">第六十七条</td> <td data-bbox="1567 520 1976 583">水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</td> <td data-bbox="1976 520 2095 583">無</td> <td data-bbox="2095 520 2249 583">二</td> <td data-bbox="2249 520 2401 583">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 583 1567 646">第六十八条</td> <td data-bbox="1567 583 1976 646">使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備</td> <td data-bbox="1976 583 2095 646">無</td> <td data-bbox="2095 583 2249 646">二</td> <td data-bbox="2249 583 2401 646">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 646 1567 709">第六十九条</td> <td data-bbox="1567 646 1976 709">工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</td> <td data-bbox="1976 646 2095 709">無</td> <td data-bbox="2095 646 2249 709">二</td> <td data-bbox="2249 646 2401 709">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 709 1567 814">第七十条</td> <td data-bbox="1567 709 1976 814">緊急停止失敗時に炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための設備</td> <td data-bbox="1976 709 2095 814">無</td> <td data-bbox="2095 709 2249 814">二</td> <td data-bbox="2249 709 2401 814">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 814 1567 877">第七十一条</td> <td data-bbox="1567 814 1976 877">重大事故等の収束に必要な水源及び水の供給設備</td> <td data-bbox="1976 814 2095 877">無</td> <td data-bbox="2095 814 2249 877">二</td> <td data-bbox="2249 814 2401 877">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 877 1567 940">第七十二条</td> <td data-bbox="1567 877 1976 940">電源設備</td> <td data-bbox="1976 877 2095 940">無</td> <td data-bbox="2095 877 2249 940">二</td> <td data-bbox="2249 877 2401 940">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 940 1567 1003">第七十三条</td> <td data-bbox="1567 940 1976 1003">計装設備</td> <td data-bbox="1976 940 2095 1003">無</td> <td data-bbox="2095 940 2249 1003">二</td> <td data-bbox="2249 940 2401 1003">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 1003 1567 1066">第七十四条</td> <td data-bbox="1567 1003 1976 1066">原子炉制御室</td> <td data-bbox="1976 1003 2095 1066">無</td> <td data-bbox="2095 1003 2249 1066">二</td> <td data-bbox="2249 1003 2401 1066">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 1066 1567 1129">第七十五条</td> <td data-bbox="1567 1066 1976 1129">監視測定設備</td> <td data-bbox="1976 1066 2095 1129">無</td> <td data-bbox="2095 1066 2249 1129">二</td> <td data-bbox="2249 1066 2401 1129">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 1129 1567 1192">第七十六条</td> <td data-bbox="1567 1129 1976 1192">緊急時対策所</td> <td data-bbox="1976 1129 2095 1192">無</td> <td data-bbox="2095 1129 2249 1192">二</td> <td data-bbox="2249 1129 2401 1192">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 1192 1567 1255">第七十七条</td> <td data-bbox="1567 1192 1976 1255">通信連絡を行うために必要な設備</td> <td data-bbox="1976 1192 2095 1255">無</td> <td data-bbox="2095 1192 2249 1255">二</td> <td data-bbox="2249 1192 2401 1255">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 1255 1567 1318">第七十八条</td> <td data-bbox="1567 1255 1976 1318">準用</td> <td data-bbox="1976 1255 2095 1318">無</td> <td data-bbox="2095 1255 2249 1318">二</td> <td data-bbox="2249 1255 2401 1318">二</td> </tr> <tr> <td colspan="5" data-bbox="1383 1318 2401 1373">第四章 雑則</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 1373 1567 1436">第七十九条</td> <td data-bbox="1567 1373 1976 1436">電磁的記録媒体による手続</td> <td data-bbox="1976 1373 2095 1436">無</td> <td data-bbox="2095 1373 2249 1436">二</td> <td data-bbox="2249 1373 2401 1436">二</td> </tr> </tbody> </table>					技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性			有・無	項・号	第六十五条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	無	二	二	第六十六条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	無	二	二	第六十七条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	無	二	二	第六十八条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	無	二	二	第六十九条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	無	二	二	第七十条	緊急停止失敗時に炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための設備	無	二	二	第七十一条	重大事故等の収束に必要な水源及び水の供給設備	無	二	二	第七十二条	電源設備	無	二	二	第七十三条	計装設備	無	二	二	第七十四条	原子炉制御室	無	二	二	第七十五条	監視測定設備	無	二	二	第七十六条	緊急時対策所	無	二	二	第七十七条	通信連絡を行うために必要な設備	無	二	二	第七十八条	準用	無	二	二	第四章 雑則					第七十九条	電磁的記録媒体による手続	無	二	二	<p>・セメント混練固化装置の技術基準への適合性確認を追加</p>
技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性																																																																																											
		有・無	項・号																																																																																												
第六十五条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	無	二	二																																																																																											
第六十六条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	無	二	二																																																																																											
第六十七条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	無	二	二																																																																																											
第六十八条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	無	二	二																																																																																											
第六十九条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	無	二	二																																																																																											
第七十条	緊急停止失敗時に炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための設備	無	二	二																																																																																											
第七十一条	重大事故等の収束に必要な水源及び水の供給設備	無	二	二																																																																																											
第七十二条	電源設備	無	二	二																																																																																											
第七十三条	計装設備	無	二	二																																																																																											
第七十四条	原子炉制御室	無	二	二																																																																																											
第七十五条	監視測定設備	無	二	二																																																																																											
第七十六条	緊急時対策所	無	二	二																																																																																											
第七十七条	通信連絡を行うために必要な設備	無	二	二																																																																																											
第七十八条	準用	無	二	二																																																																																											
第四章 雑則																																																																																															
第七十九条	電磁的記録媒体による手続	無	二	二																																																																																											

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
	<p style="text-align: right;">別紙 1-1</p> <p>1. 廃止措置中の発電用原子炉施設に係る適合性について</p> <p><u>第三条の二に基づき、セメント混練固化装置は、性能維持施設である専ら廃止措置に必要な主要装置として維持管理を行う（本文6 表6-1）。</u></p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>【研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の条文を抜粋】</p> <p><u>(廃止措置中の発電用原子炉施設)</u></p> <p><u>第三条の二 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は同条第五項の規定による変更の認可又は届出があったとき、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で定める性能維持施設（研開炉規則第一百条の二第十一号の性能維持施設をいう。）については、第二章及び第三章の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、当該施設を維持しなければならない。</u></p> </div>	<p>・セメント混練固化装置の技術基準への適合性確認を追加</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
	<p style="text-align: right;">別紙 1-2</p> <p>2. <u>地震による損傷の防止に係る適合性について</u></p> <p><u>第五条第一項に基づき、固形化供給タンクから混練機までの配管については、「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」により、当該系統の求める主たる機能を果たすために本流が流れる配管であることから主配管とする。また、この範囲に接続される、混練機計量供給装置及び混練機については、放射性廃棄物である濃縮廃液を受け入れることから、主要機器とする。主配管及び主要機器については、「原子力発電所耐震設計技術指針」における耐震重要度分類にて、放射性廃棄物を内蔵している設備に該当することから「Bクラス」として設計する（本文7 7.1 (1) ③ (a) 耐震設計）。</u></p> <p><u>なお、第二項及び第三項は、適用の範囲外である。</u></p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>【研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の条文を抜粋】</p> <p><u>(地震による損傷の防止)</u></p> <p><u>第五条 設計基準対象施設は、これに作用する地震力（研開炉設置許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。</u></p> <p><u>2 耐震重要施設（研開炉設置許可基準規則第三条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（研開炉設置許可基準規則第四条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。</u></p> <p><u>3 耐震重要施設が研開炉設置許可基準規則第四条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</u></p> </div>	<p>・セメント混練固化装置の技術基準への適合性確認を追加</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
	<p style="text-align: right;">別紙 1-3</p> <p>3. <u>設計基準対象施設の機能等に係る適合性について</u></p> <p><u>第十五条第二項に基づき、本文表 6-1 に性能維持施設として維持すべき期間を定め、維持すべき期間に要求される機能及び性能について、同表に定める機能維持の方法に基づき確認する（本文 6 表 6-1）。</u></p> <p><u>なお、第一項、第三項、第四項、第五項、第六項は、適用の範囲外である。</u></p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>【研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の条文を抜粋】</p> <p><u>(設計基準対象施設の機能等)</u></p> <p><u>第十五条 設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても発電用原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、発電用原子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。</u></p> <p><u>2 設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない。</u></p> <p><u>3 設計基準対象施設は、通常運転時において容器、配管、ポンプ、弁その他の機械又は器具から放射性物質を含む流体が著しく漏えいする場合は、流体状の放射性廃棄物を処理する設備によりこれを安全に処理するように施設しなければならない。</u></p> <p><u>4 設計基準対象施設に属する設備であって、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、発電用原子炉施設の安全性を損なうことが想定されるものには、防護施設の設置その他の損傷防止措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 設計基準対象施設に属する安全設備であって、第二条第二項第九号ロに掲げるものは、二以上の発電用原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合は、この限りでない。</u></p> </div>	<p>・セメント混練固化装置の技術基準への適合性確認を追加</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
	<p>6 前項の安全設備以外の安全設備を二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、<u>発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、施設しなければならない。</u></p>	<p>・セメント混練固化装置の技術基準への適合性確認を追加</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
	<p style="text-align: right;">別紙 1-4</p> <p>4. 材料及び構造に係る適合性について</p> <p><u>第十七条第一項に基づき、固形化供給タンクから混練機までの配管については、「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」により、当該系統の求める主たる機能を果たすために本流が流れる配管であることから主配管とする。主配管については、「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」において、気体、液体、固体廃棄物処理系のうち低レベル系に分類され、最高使用圧力が OMPa を超える管であることから「クラス 3 配管」とし、また、使用する材料は、日本産業規格に準じたものとする</u>ことで強度を確保する（本文 7 7.1 (1) ③ (b) 強度計算）。</p> <p>なお、第二項は適用の範囲外である。</p> <p>【研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の条文を抜粋】</p> <p><u>(材料及び構造)</u></p> <p><u>第十七条 設計基準対象施設（圧縮機、補助ボイラー、蒸気タービン（発電用のものに限る。）、発電機、変圧器及び遮断器を除く。）に属する容器、管、弁及びポンプ（以下「機器」という。）並びにこれらを支持する構造物並びに燃料体、減速材（ナトリウム冷却型高速炉に係るものにあつては、減速材を除く。）及び反射材（ナトリウム冷却型高速炉に係るものに限る。）を支持する構造物のうち、発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要なもの（以下この条において「機器等」という。）の材料及び構造は、当該機器等がその設計上要求される強度を有するものでなければならない。</u></p> <p><u>2 機器等のうち主要な耐圧部の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に定めるところによること。</u></p> <p>一 <u>不連続で特異な形状でないものであること。</u></p> <p>二 <u>溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。</u></p> <p>三 <u>適切な強度を有するものであること。</u></p>	<p>・セメント混練固化装置の技術基準への適合性確認を追加</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
	<p>四 <u>機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法，溶接設備及び技能を有する溶接士</u> <u>であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。</u></p>	<p>・セメント混練固化装置の技術基準への適合性確認を追加</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは，変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
	<p style="text-align: right;">別紙 1-5</p> <p>5. 耐圧試験等に係る適合性について</p> <p><u>第二十条第一項に基づき、自主検査において、耐圧漏えい検査を行い、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないことを確認する（本文7 7.1 (1) ③ (e) 試験・検査）。</u></p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>【研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の条文を抜粋】</p> <p><u>(耐圧試験等)</u></p> <p><u>第二十条 発電用原子炉施設に属する機器のうち、発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、著しい漏えいがないものでなければならない。</u></p> </div>	<p>・セメント混練固化装置の技術基準への適合性確認を追加</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
	<p style="text-align: right;">別紙 1-6</p> <p>6. 廃棄物処理設備等に係る適合性について</p> <p><u>第三十八条第一項第二号に基づき、セメント混練固化装置は、アスファルト固化装置の跡地である原子炉補助建屋内に他の設備と区分して設置する（本文7 7.1 (1) ③ (d) 設置場所）。</u></p> <p><u>第三十八条第一項第三号に基づき、セメント混練固化装置の主要機器及び主配管については、放射性廃棄物を内蔵していることから、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の負荷により著しく腐食しない材料を使用するとともに、自主検査において、材料検査、外観検査及び寸法検査を行い、必要な強度、耐食性を確保していることを確認する（本文7 7.1 (1) ③ (c) 材料及び (e) 試験・検査）。</u></p> <p><u>第三十八条第二項第一号に基づき、セメント混練固化装置が設置されるエリアにおいて、適切な高さまでの壁面及び全ての床面について、放射性物質の漏えいをし難くし、また、漏えい拡大を防止するため、耐水性の塗装を行う（本文7 7.1 (1) ③ (d) 設置場所）。</u></p> <p><u>第三十八条第二項第二号に基づき、セメント混練固化装置は、アスファルト固化装置の跡地である原子炉補助建屋内に設置し、既設の床面及び排液受け口を供用する。また、液体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物処理施設外へ漏えいすることを防止するための堰は、既認可の堰（別紙 1-6-1 「液体状の放射性廃棄物の漏えいを防止するために施設する堰の設置状況」）を供用する。セメント固化体作製時に放射性廃棄物が漏えいした場合、廃液循環ポンプのシール部がリークした場合等であっても、廃液の供給源である固形化供給タンクは既設を供用し、また、セメント混練固化装置で固化体を作製するプロセスで取り扱う濃縮廃液の量も、既設のアスファルト固化装置による固化体作製プロセスに包含されることから、既認可の堰（メリーゴーランド室、固形化蒸発缶室及び廃液循環ポンプ室）を供用することにより漏えいが拡大することはない。なお、固形化供給タンクは、上述のとおり既設を供用し改造や増設は伴わないことから、既認可の堰（固形化供給タンク室）の変更はない（本文7 7.1 (1) ③ (d) 設置場所）。</u></p> <p><u>第三十八条第二項第三号に基づき、施設外への漏えいを防止するための堰は、既認可の堰（別紙 1-6-1 「液体状の放射性廃棄物の漏えいを防止するために施設する堰の設置状況」）を供用し、漏</u></p>	<p>・セメント混練固化装置の技術基準への適合性確認を追加</p>

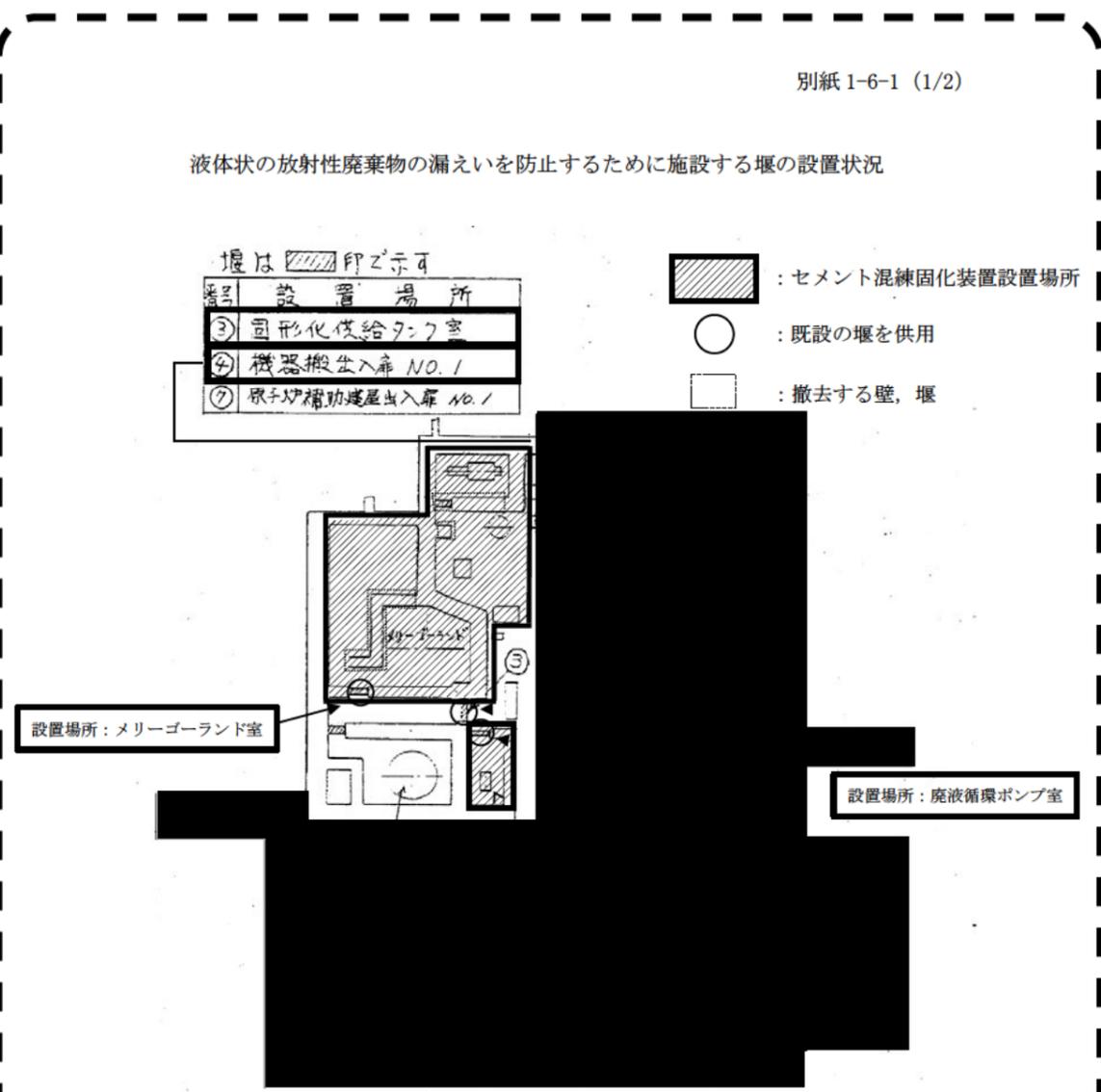
注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
	<p>えいの拡大を防止する。この堰が供用できることは、上述した同項二号への対応と同じ理由である <u>(本文7 7.1 (1) ③ (d) 設置場所)。</u></p> <p><u>なお、第一項第一号、第四号、第五号、第六号及び第二項第四号並びに第三項は適用の範囲外である。</u></p> <p>【研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の条文を抜粋】</p> <p><u>(廃棄物処理設備等)</u></p> <p><u>第三十八条 工場等には、次に定めるところにより放射性廃棄物を処理する設備（排気筒を含み、次条及び第四十二条に規定するものを除く。）を施設しなければならない。</u></p> <p><u>一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</u></p> <p><u>二 放射性廃棄物以外の廃棄物を処理する設備と区別して施設すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を処理する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>三 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であり、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の負荷により著しく腐食しないものであること。</u></p> <p><u>四 気体状の放射性廃棄物を処理する設備は、第四十二条第三号の規定に準ずるほか、排気筒の出口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出しないこと。</u></p> <p><u>五 流体状の放射性廃棄物及び原子炉冷却材圧力バウンダリ（ナトリウム冷却型高速炉に係るものにあつては原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバーガス等のバウンダリとする。）内に施設されたものから発生する高放射性的の固体状の放射性廃棄物を工場等内において運搬するための容器は、取扱中における衝撃その他の負荷に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。</u></p>	<p>・セメント混練固化装置の技術基準への適合性確認を追加</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
	<p><u>六 前号の容器は、内部に放射性廃棄物を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面から一メートルの距離における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないよう、遮蔽できるものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。</u></p> <p><u>2 流体状の放射性廃棄物を処理する設備が設置される放射性廃棄物処理施設（流体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。以下この項において同じ。）は、次に定めるところにより施設しなければならない。</u></p> <p><u>一 放射性廃棄物処理施設内部の床面及び壁面は、流体状の放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。</u></p> <p><u>二 放射性廃棄物処理施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により流体状の放射性廃棄物が排液受け口に導かれる構造であり、かつ、流体状の放射性廃棄物（気体状のものを除く。以下同じ。）を処理する設備の周辺部には、流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰が施設されていること。</u></p> <p><u>三 放射性廃棄物処理施設外に通じる出入口又はその周辺部には、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物処理施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。ただし、放射性廃棄物処理施設内部の床面が隣接する発電用原子炉施設の床面又は地表面より低い場合であって、放射性廃棄物処理施設外へ漏えいするおそれがない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>四 工場等外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないもの並びに排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備を施設するものを除く。）上に放射性廃棄物処理施設内部の床面がないよう、施設すること。</u></p> <p><u>3 第一項第五号の流体状の放射性廃棄物を運搬するための容器は、前項第三号に準じて流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するように施設しなければならない。ただし、管理区域内においてのみ使用されるもの及び漏えいするおそれがない構造のものは、この限りでない。</u></p>	<p>・セメント混練固化装置の技術基準への適合性確認を追加</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考																																
	<p style="text-align: right;">別紙 1-6-1 (1/2)</p> <p style="text-align: center;">液体状の放射性廃棄物の漏えいを防止するために施設する堰の設置状況</p> <p style="text-align: center;">堰は  印で示す</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③</td> <td>固形化供給タンク室</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>機器搬出入扉 NO.1</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>原子炉補助建屋出入扉 NO.1</td> </tr> </tbody> </table> <div style="margin-left: 200px;"> <p> : セメント混練固化装置設置場所</p> <p> : 既設の堰を供用</p> <p> : 撤去する壁, 堰</p> </div>  <p style="text-align: center;">(原子炉補助建屋 廃棄物処理室地上1階)</p> <div style="margin-left: 100px;"> <p>堰の仕様 (施設外への漏えい防止)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <td>機器搬出入扉No.1</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要寸法</td> <td>高さ 15 cm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材料</td> <td>堰</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>塗装材</td> <td>エポキシ樹脂系</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="margin-left: 300px; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>図は「新型転換炉ふげん発電所 工事計画認可申請書 (57 動燃 (新型) 39)」より引用し、一部加筆</p> </div> <div style="margin-left: 100px;"> <p>堰の仕様 (放射性廃棄物処理施設外へ漏えい防止)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <td>固形化供給タンク室</td> <td>廃液循環ポンプ室</td> <td>メリーゴーランド室</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要寸法</td> <td>高さ 30 cm</td> <td>高さ 20 cm</td> <td>高さ 20 cm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材料</td> <td>堰</td> <td>鉄筋コンクリート</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>塗装材</td> <td>エポキシ樹脂系</td> <td>エポキシ樹脂系</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="margin-left: 100px;">設置場所: メリーゴーランド室</p> <p style="margin-left: 400px;">設置場所: 廃液循環ポンプ室</p>	番号	設置場所	③	固形化供給タンク室	④	機器搬出入扉 NO.1	⑦	原子炉補助建屋出入扉 NO.1	名称	機器搬出入扉No.1	主要寸法	高さ 15 cm	材料	堰	鉄筋コンクリート	塗装材	エポキシ樹脂系	名称	固形化供給タンク室	廃液循環ポンプ室	メリーゴーランド室	主要寸法	高さ 30 cm	高さ 20 cm	高さ 20 cm	材料	堰	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	塗装材	エポキシ樹脂系	エポキシ樹脂系	<p>・セメント混練固化装置の技術基準への適合性確認を追加</p>
番号	設置場所																																	
③	固形化供給タンク室																																	
④	機器搬出入扉 NO.1																																	
⑦	原子炉補助建屋出入扉 NO.1																																	
名称	機器搬出入扉No.1																																	
主要寸法	高さ 15 cm																																	
材料	堰	鉄筋コンクリート																																
	塗装材	エポキシ樹脂系																																
名称	固形化供給タンク室	廃液循環ポンプ室	メリーゴーランド室																															
主要寸法	高さ 30 cm	高さ 20 cm	高さ 20 cm																															
材料	堰	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート																															
	塗装材	エポキシ樹脂系	エポキシ樹脂系																															

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考																							
	<p style="text-align: right;">別紙 1-6-1 (2/2)</p> <p style="text-align: center;">液体状の放射性廃棄物の漏えいを防止するために施設する堰の設置状況</p> <div style="text-align: center;"> <p> : セメント混練固化装置設置場所 : 既設の堰を供用 </p> <p>堰は 印で示す</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>番号</th> <th>設置場所</th> <th>番号</th> <th>設置場所</th> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>機器搬入扉 NO.2</td> <td>8</td> <td>原子炉補助建屋出入扉 NO.2</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>機器搬入扉 NO.3</td> <td>9</td> <td>原子炉補助建屋出入扉 NO.3</td> </tr> </table> <p>設置場所：固形化蒸発缶室</p> <p style="text-align: center;">(原子炉補助建屋 廃棄物処理室地上2階)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>図は「新型転換炉ふげん発電所 工事計画認可申請書 (57 動燃 (新型) 39)」より引用し、一部加筆</p> </div> <p>堰の仕様 (放射性廃棄物処理施設外へ漏えい防止)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">固形化蒸発缶室</td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td colspan="2">高さ 15 cm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材料</td> <td>堰</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>塗装材</td> <td>エポキシ樹脂系</td> </tr> </table> </div>	番号	設置場所	番号	設置場所	⑤	機器搬入扉 NO.2	8	原子炉補助建屋出入扉 NO.2	⑥	機器搬入扉 NO.3	9	原子炉補助建屋出入扉 NO.3	名称	固形化蒸発缶室		主要寸法	高さ 15 cm		材料	堰	鉄筋コンクリート	塗装材	エポキシ樹脂系	<p>・セメント混練固化装置の技術基準への適合性確認を追加</p>
番号	設置場所	番号	設置場所																						
⑤	機器搬入扉 NO.2	8	原子炉補助建屋出入扉 NO.2																						
⑥	機器搬入扉 NO.3	9	原子炉補助建屋出入扉 NO.3																						
名称	固形化蒸発缶室																								
主要寸法	高さ 15 cm																								
材料	堰	鉄筋コンクリート																							
	塗装材	エポキシ樹脂系																							

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。